

第 8 6 回定例会

# 南 部 町 議 会 会 議 録

令和元年 5 月 31 日 開会

令和元年 6 月 5 日 閉会

南 部 町 議 会



## 第 8 6 回南部町議会 定例会会議録目次

### 第 1 号（5月31日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	5
○散会の宣告	9

### 第 2 号（6月4日）

○議事日程	1 1
○本日の会議に付した事件	1 1
○出席議員	1 1
○欠席議員	1 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2
○職務のため出席した者の職氏名	1 2
○開議の宣告	1 3
○一般質問	1 3
中 舘 文 雄 君	1 3
松 本 啓 吾 君	1 9

川守田 稔 君	2 6
八木田 憲 司 君	3 0
坂 本 典 男 君	3 5
○散会の宣告	3 9

### 第 3 号 (6月5日)

○議事日程	4 1
○本日の会議に付した事件	4 2
○出席議員	4 2
○欠席議員	4 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 2
○職務のため出席した者の職氏名	4 3
○開議の宣告	4 4
○報告第3号の上程、説明、質疑	4 4
○報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 5
○報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
○報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 8
○報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
○報告第8号の上程、説明、質疑	5 0
○報告第9号の上程、説明、質疑	5 1
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
○議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
○議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
○議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
○議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
○議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5

○議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○常任委員会報告	7 0
○委員会の閉会中の継続調査の件	7 1
○議員派遣の件	7 1
○日程の追加	7 1
○町長追加提出議案提案理由の説明	7 2
○報告第10号の上程、説明、質疑	7 3
○議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
○閉会の宣言	7 9
○署名議員	8 3



令和元年5月31日（金曜日）

第86回南部町議会定例会会議録

（第1号）



## 第86回南部町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和元年5月31日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 町長提出議案提案理由の説明

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（15名）

1番	松本啓吾君	2番	久保利樹君
4番	坂本典男君	5番	滝田勉君
6番	西野耕太郎君	7番	山田賢司君
8番	八木田憲司君	9番	中舘文雄君
10番	工藤正孝君	11番	夏堀文孝君
12番	沼畑俊一君	13番	根市勲君
14番	工藤幸子君	15番	馬場又彦君
16番	川守田稔君		

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	佐々木俊昭君
総務課長	久保田敏彦君	企画財政課長	金野貢君
交流推進課長	松原浩紀君	税務課長	下井田耕一君
住民生活課長	岩間雅之君	健康福祉課長	福田勉君

農 林 課 長	東 野 成 人 君	商工観光課長	中 里 司 君
建 設 課 長	松 橋 悟 君	会 計 管 理 者	野 月 正 治 君
医療センター事務長	佐々木 大 君	老健なんぶ事務長	藤 嶋 健 悦 君
市 場 長	馬 場 均 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	中 村 貞 雄 君	社会教育課長	佐々木 高 弘 君
農業委員会事務局長	夏 堀 勝 徳 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	夏 坂 由美子	班 長	小 林 京 子
主 査	坂 本 裕 昭		

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第86回南部町議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

---

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（馬場又彦君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、根市 勲君。

（議会運営委員会委員長 根市 勲君 登壇）

○議会運営委員会委員長（根市 勲君） おはようございます。

去る、5月23日に、議会運営委員会を開催し、第86回定例会の運営について、協議をいたしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が、報告7件、議案は、条例の改正など6件のほか、令和元年度各会計補正予算4件であります。

そのほかの案件として、常任委員会報告などがあります。一般質問は、5名から通告があり「一般質問通告一覧表」のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、5月31日から6月5日までの6日間としました。

なお、会期中、1日、2日は休日のため、3日は議案熟考のため休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（馬場又彦君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において1番松本啓吾君、2番久保利樹君を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（馬場又彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、5月31日から6月5日までにしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から6月5日までの6日間に決定しました。

お諮りします。ただいま決定されました6日間の会期中、6月1日と2日は休日のため、3日は議案熟考のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

ただいまの3日間は休会とすることに決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（馬場又彦君） 日程第3、諸般の報告をします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりです。朗読は省略します。

今季定例会の上程は、町長提出の案件が報告7件、議案10件、他に常任委員会報告、委員会の

閉会中の継続調査の件、議員派遣の件があります。

日程によりそれぞれ議題とします。

---

#### ◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 新天皇・皇后両陛下が、5月1日にご即位され、新たな時代を迎えることができましたことを、議員各位、並びに町民の皆様とともに心からお慶び申し上げたいと存じます。また、町民の皆様にとりまして、令和の時代が、そこに込められた願いが叶う「平和で穏やかな時代」となりますことを、心からご祈念申し上げる次第であります。

それでは、令和最初の定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要についてご説明を申し上げます。

本日招集の第86回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに厚くお礼申し上げます。

議案の説明の前に、町政の諸般の概要についてご報告申し上げます。

まずは、農業や農作物の生育状況に関する情報であります。昨年は、5月中旬の発達した低気圧による大雨や、8月中旬の前線による大雨、また、10月上旬の台風24号に伴う暴風雨などにより、当町では、一部の農作物が被害を受けたものの、全町的には大事に至ることがなく安心したところでありました。

ことしは、4月上旬に季節外れの雪が降ったこともありましたが、その後は好天に恵まれたことから、果樹の開花状況も平年に比べて2日から5日程度早い状況と伺っております。農家の皆様も、お忙しい日々をお過ごしのことと思います。

また、水稻の状況であります。田植え作業は、例年どおりの時期に行われており、現在の進捗率は9割近くと平年並みとなっております。

次に、サクランボであります。主力品種の「佐藤錦」は、全体的に平年並みのペースで生育が進んでいる模様です。

そして、ことし待望のデビューとなる「ジュノハート」であります。最高ランクを「青森ハートビート」と命名し、6月29日に県内限定販売としてプレデビューセレモニーが開催されます。この「ジュノハート」が、果物の里・南部町の農業振興の起爆剤となってくれるものと、大いに期待しているところであります。

リンゴにつきましては、平年より2日から4日程度早いペースで生育が進んでいる模様であり、台風などの天候被害のない、実り豊かな収穫期を迎えられますことを切に願うものであります。

毎年恒例の「南部町春まつり」は、5月3日、4日の両日ともに天候に恵まれた中、法光寺境内を主会場に開催されました。きらびやかな衣装を身にまとった稚児入山行列が、まつりのオープニングを飾ったほか、特設ステージでの催しや、本堂での体験型イベントで賑わいを見せました。また、4日には、名久井岳のふもとに広がる果樹園をめぐる「果樹の花見散策ウォーク」が行われ、約5キロのコースの見頃を迎えたリンゴやサクランボの花々が、町内外から訪れた約130人の参加者を楽しませました。

22日には、今年で32回目を数える「ぼたんまつり」も始まり、豪華絢爛な大輪のぼたんが、色とりどりに咲き競い、多くの来園者を魅了しています。また、今月中旬には、農業体験修学旅行の受け入れも始まっており、6月下旬の「さくらんぼ狩り」を皮切りとする「くだもの狩り」と併せて、農業観光も本格化してまいります。さらに、夏から秋にかけても「ジャックドまつり」などのイベントが目白押しであり、当町を訪れる多くの皆様を、最高のおもてなしでお迎えし、交流人口の増加につなげてまいりたいと考えているところであります。

今年の春の叙勲では、当町から、坂本正紀氏が地方自治功労で、留目治氏が消防功労で、また、危険業務従事者叙勲では、西塚正義氏が受章の栄に浴されました。それぞれの分野における長年にわたるご尽力の賜であり、心からお祝いを申し上げます。

さて、4月1日から受付を開始しております、「チェリータウン桜場」の宅地分譲の予約状況であります。全40区画のうち、すでに26区画が売約済みであります。当町のホームページに掲載しておりますように、お得な分譲価格はもとより、各種施策の充実した、住み続けたい、暮らしやすい、「ずっと安心・南部町」の更なるPRに努め、早期の完売を目指してまいります。

チェリータウン桜場の分譲に限らず、職員に対しましては、それぞれが「広報マン」となり、町の事業について積極的にPRを行うよう指示したところでもあり、「元気なまち南部町」の発信に努めてまいりたいと考えているところであります。

令和の幕開けにあたり、夢や希望をもって当町に住まわれる全ての町民の皆様の、夢や希望を実現するための後押しができるよう、更なる施策の充実に努めることをお誓いするとともに、時

代は変わりましたが「常に町民のために」を継続し、魅力あふれるまちづくりに職員一丸となって全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、引き続きご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。報告7件、条例の制定等6件、令和元年度南部町一般会計ほか、各特別会計補正予算案が4件の、合わせて17件でございます。順にご説明申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず始めに、報告第3号「専決処分した事項の報告について、工事請負契約の一部を変更する契約の締結について」であります。中央公民館他解体工事における請負金額の追加変更契約の締結について専決処分したものを、地方自治法の規定に基づき、報告させていただくものであります。

次に、報告第4号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、平成30年度南部町一般会計補正予算」であります。ふるさと納税寄附金の増に伴う返礼品等の経費、及び、ふるさと納税寄附金を地域振興基金へと積み立てるための積立金の増として、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,937万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ105億2,202万9,000円とすることについて専決処分したものであります。

次に、報告第5号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税のグリーン化特例の段階的適用に伴う規定の整備や、個人住民税における、ふるさと納税制度の見直し等に伴う特例控除の対象の指定など、条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第6号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除等の特別措置を適用する固定資産の取得期限を、令和3年3月31日まで2年間延長することについて、条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第7号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免

除の対象となる施設の取得期限の起算日である地域経済牽引事業の促進に関する基本計画の同意の日の期限が、令和3年3月31日まで2年間延長されることから、条例を改正する必要が生じたため専決処分したものであります。

次に、報告第8号「平成30年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について」であります。繰越明許費につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越計算書を調製して報告するものであります。

次に、報告第9号「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」であります。平成30年度の経営状況を説明する資料としまして、事業状況及び決算状況に関する書類を地方自治法の規定により提出及び報告させていただくものであります。

次に、議案第57号「南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。別表の「健康福祉推進協議会委員」の名称を、協議する内容の見直しに合わせ、「健康づくり推進協議会委員」に改めるものであります。

次に、議案第58号「南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。厚生労働省令の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の諸基準を定めている本条例を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第59号「南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。厚生労働省令の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の諸基準を定めている本条例を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第60号「南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。介護保険法施行令等の一部改正に伴い、本年10月に予定されている消費税率10パーセントへの引き上げに合わせ、低所得者に対する保険料の更なる軽減強化を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第61号「字の区域の変更について」であります。チェリータウン桜場の一部に含まれている「大字剣吉字堰合」を「大字剣吉字桜場」に編入し、字の区域を変更することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第62号「指定管理者の指定について」であります。平成30年度に建設した「上斗賀公民館」及び「平公民館」の指定管理者を指定するものであります。

次に、議案第63号「令和元年度南部町一般会計補正予算」であります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ8,101万2,000円を追加し、予算の総額を、それぞれ111億4,101万2,000円とするも

のであります。

次に、議案第64号「令和元年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算」であります  
が、歳入歳出予算の総額に、それぞれ36万2,000円を追加し、予算の総額を、それぞれ8,924万  
9,000円とするものであります。

次に、議案第65号「令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算」であります  
が、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,988万6,000円を追加し、予算の総額を、それぞれ22億5,996万9,000円  
とするものであります。

次に、議案第66号「令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算」であります  
が、歳入歳出予算の総額に、それぞれ277万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ27億2,048万8,000円とする  
ものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行  
に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明い  
たしますので、慎重審議の上、何卒、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に「専決処分した事項の報告について」、及び、「財産の取得について」の案件  
を追加させていただきたいと思っておりますので、付け加えさせていただき、提案理由の説明といたし  
ます。

よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、6月4日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

(午前10時24分)



令和元年6月4日（火曜日）

第86回南部町議会定例会会議録

（第2号）



第86回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

令和元年6月4日（火）午前10時開議

第1 一般質問

9番 中 舘 文 雄

1. 農村地域の環境整備について
2. 学校統廃合等に関わる諸課題について

1番 松 本 啓 吾

1. 園児の散歩ルート等の危険箇所対策について
2. 運転免許証返納者について

16番 川守田 稔

1. 馬淵川河川整備について

8番 八木田 憲 司

1. 農業体験修学旅行を受け入れる農家民泊について

4番 坂 本 典 男

1. 町道の維持管理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	松 本 啓 吾 君	2番	久 保 利 樹 君
4番	坂 本 典 男 君	5番	滝 田 勉 君
6番	西 野 耕太郎 君	7番	山 田 賢 司 君
8番	八木田 憲 司 君	9番	中 舘 文 雄 君
10番	工 藤 正 孝 君	11番	夏 堀 文 孝 君
12番	沼 畑 俊 一 君	13番	根 市 勲 君
14番	工 藤 幸 子 君	15番	馬 場 又 彦 君

16番 川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 長	久保田 敏 彦 君	企画財政課長	金 野 貢 君
交流推進課長	松 原 浩 紀 君	税 務 課 長	下井田 耕 一 君
住民生活課長	岩 間 雅 之 君	健康福祉課長	福 田 勉 君
農 林 課 長	東 野 成 人 君	商工観光課長	中 里 司 君
建 設 課 長	松 橋 悟 君	会 計 管 理 者	野 月 正 治 君
医療センター事務長	佐々木 大 君	老健なんぶ事務長	藤 嶋 健 悦 君
市 場 長	馬 場 均 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	中 村 貞 雄 君	社会教育課長	佐々木 高 弘 君
農業委員会事務局長	夏 堀 勝 徳 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	夏 坂 由美子	班 長	小 林 京 子
主 査	坂 本 裕 昭		

---

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第86回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（馬場又彦君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。また、通告外の質問は行わないようお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

9番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（9番 中舘文雄君 登壇）

○9番（中舘文雄君） おはようございます。令和元年最初の議会であります。第86回定例会の一般質問を行います。

私は、今定例会に臨むに当たり、町政発展のために、進められている政策の中から、さきの定例会でも提示した事案の中から、農村地域の環境整備にかかわる問題と教育環境の整備にかかわる問題を順次質問してまいります。

初めに、農村地域の環境整備についてであります。

町内でも各種補助事業を活用して農道、農地などの改良や基盤の整備が進められていることをご承知のとおりであります。その中の一つに中山間地域総合整備事業があります。この事業のおかげで、農道整備、集落道整備、用排水路整備、農業集落防災安全施設整備等が町内20地域で進められています。町単独での事業の展開は財政的にも難しいものがあり、多くの農道整備等の要

望に対して、私の記憶では平成17年、工藤町長が名川町として補助事業への参画を決断してスタートしたものと思っております。その後、調査、検討を加えて、正式に県営事業として採択されたのが平成22年度でありました。

このように、国、県にかかわる補助事業は数年の準備期間が必要になることが多く、事前準備が大事だと思います。今進められている中山間地域総合整備事業は、地域にとっても農業事業主にとっても大変喜ばれている事業であります。地域の整備のためにも重要な事業であると思えます。さきの議会で今の事業は今年度を含めてあと2年で終了とのことでしたが、そこで次のことを質問いたします。

現在進めている県営中山間地域総合整備事業の完了時期を迎えるに当たり、今後の同種の事業計画の検討、また、方針についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、学校統廃合等にかかわる諸問題についてであります。

第80回定例会での私の質問に対して、少子化に対応した持続的な学校運営のため、小中学校の統廃合を検討していきたいとの答弁がありました。その後、町民に対してのアンケートの実施をしたわけですが、この問題を進めるためには教育委員会としての方針についての協議等も必要だと思いますし、対象となる地域、保護者との協議や説明等も重要と思ひ、進めるためには一定期間を要するものと思ひますので、次のことを質問いたします。

学校統廃合等の問題に具体的に調査、検討を今後どのように取り組まれるのか、お尋ねいたします。

以上、通告しておりました2つの事案に対する町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中舘文雄議員にお答え申し上げます。

現在進めている県営中山間地域整備事業の完了時期を迎えるに当たり、今後の同種の事業計画の検討方針についてのご質問であります。現在、県営中山間地域整備事業により、南部町全域を地区とした農村地域の環境整備を実施しているところであります。

本事業は、平成22年度に事業採択され、令和2年度を完了目標年度として、農業用排水路1路線、農道14路線、集落道4路線、防犯灯2地区の4工種を整備しているものであります。ご案内

のとおり、令和2年度に事業が完了する予定であります。しかしながら、町内の農村地域の環境はまだ十分ではなく、さらなる整備が必要であると考えております。

生産基盤の農業用排水路や農道、環境整備の集落道や防犯灯を総合的に整備するのであれば、県営中山間地域整備事業が町にとって最も有利な補助事業であります。

新たに中山間地域整備事業を実施するに当たり、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備、生活環境の整備などを総合的に推進するために、地域の将来像及び農村振興施策の基本方針をまとめた農村振興基本計画及び農業農村整備事業管理計画の策定が必要となります。

現在の事業が完了しましたら、農業農村整備の重要度や費用対効果、財政状況、その他実情を考慮した上で、町にとって最も有利な補助事業などを活用しながら、地域住民の意向を十分参考にして計画を策定していきたいと考えておりますので、引き続き議員各位のご協力をお願い申し上げます。

次に、学校統廃合の件につきましては、教育委員会のほうでアンケート調査も実施しております。その結果等を踏まえて教育委員会のほうから答弁をいたしたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） 教育長。

（教育長 高橋力也君 登壇）

○教育長（高橋力也君） 次に、学校統廃合にかかわる諸課題について、調査、検討の今後の取り組みについてお答え申し上げます。

平成28年9月議会におきまして西野耕太郎議員より町内小中学校の適正規模、適正配置について一般質問があり、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」により、今後、児童生徒数の状況を見ながら、教育環境の充実を一番の目的として課題解決に取り組んでいきたいとお答えしたところであります。

教育委員会では、学校統廃合にかかわる諸課題の把握のため、昨年度、町内の幼稚園、保育園、小学校、中学校に通う子供を持つ保護者にご協力をいただき、学校再編に関するアンケート調査を行いました。

アンケートは802件の回答があり、「統廃合の賛成反対」の項目では、小学校は「賛成」443件で64%、「反対」253件で36%、中学校では「賛成」は302件で42%、「反対」は424件で58%となっております。

アンケートの中から統廃合についての反対意見は、「児童生徒が多いと先生の負担も多く、広

く浅い指導になる」、「通学が遠距離になり、通学が困難になる」、「伝統芸能を引き継ぐ場がなくなる」、「統合される側の保護者の負担がふえる」などがありました。

一方、統廃合についての賛成意見は、「学年が複数の学級で編制され、クラスがえができればよい」、「運動会、体育祭、学習発表会、文化祭など、学校行事が盛んになる」、「少人数だと学校の活動が制限され、勉強や運動の競争心に欠けるので、ある程度の人数は必要である」、「希望する部活動ができることが期待できる」、「スクールバスがあれば統廃合してもよい」などがありました。

「今後も児童生徒数の減少は避けられないものとし、統廃合はやむなし」といった意見もありました。いずれにしましても、保護者の不安要素の解消が課題解決につながるものと考えております。

調査、検討の今後の取り組みについてですが、今年度は8月に南部地区、名川地区、福地地区の3つの地区で地区懇談会を開き、今回のアンケート結果を説明します。令和2年度には、具体的な統廃合計画を策定するため、（仮称）検討準備委員会を立ち上げ、12月末をめどに方向性を示したいと考えております。

なお、これらの経過については、今後の議員全員協議会にて随時説明をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） まず最初に、中山間事業の補助金、今、町長から引き続きといたしますか、必要に応じて重点項目に進めていきたいというような答弁がありましたから、それ以上のことはないかもしれませんが、ただ、今、住民からそろそろ調査に入ってもいいんじゃないかという声があるんですよ。やっぱり前回申し入れをしても落とされたといいますか、対象にならなかった場所があるということで、ぜひその辺は引き続き、もうやるんだという方向性を見据えていただいて検討に入っていただきたいという強い要望があったものですから、この問題を取り上げてみました。これ、担当課のほうではどういう形でそういう意向調査といたしますか、やるのか、具体的に考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

ですから、場所によっては相当、町内会のほうではここ、ここ、ここと問題を上げようとして準備している地域もあるようですから、その辺は早く意向を確認して、ただ、県営事業といいま

すか、国策にもかかわることですから、南部町だけで要望してもすぐというわけにならないと思います。必要に応じては恐らく県内を挙げて各町村、恐らく首長会議とかそういう議会議長会議等でもそういう問題が強力に進んでいけば、やっぱり県、国でも対応が進むと思いますので、そういう機運の盛り上げ方をぜひ検討していただきたいと思うんですが、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、学校統廃合問題、今アンケートの結果、その他が出ていましたけれども、これは来年度から委員会を検討するということですが、統廃合に向けての委員会なのか、現状を皆さんに知ってもらうための委員会、その辺の目的をはっきりする必要がありますので、その辺について考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） まず初めに、中山間地域総合整備事業の進め方でございますけれども、現在の中山間整備事業は南部町全域を地区として採択されております。国の方針では、同地区については事業完了後においてから計画を進めてくださいと、計画を重複して計画してはいけないということになっております。したがって、先ほど町長が申し上げましたとおり、事業完了後に計画を進めていきたいと考えております。

それで、計画を進める段階におきましては、農村振興基本計画というものを策定しなければならないことになっております。この計画につきましては、前回、平成21年度に同事業を採択する前に1年前に事業を進めております。この計画策定に当たっては、南部地区、名川地区、それから福地地区の各団体の代表から構成する策定委員会を設置しまして、ワークショップ等、会議を開催いたしまして住民の意向を十分に参考にしながら計画を策定したところでございます。

次期計画に当たっても同様の手続が必要になりますので、まずはその基本計画の策定に向けた委員会を立ち上げまして、費用対効果、それから財政状況、その他実情を踏まえながら計画していきたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 教育長。

○教育長（高橋力也君） 先ほどのご質問にお答え申し上げます。

先ほど申しあげましたように、小学校では約3分の2が統合に賛成ということですので、委員会のほうでは、具体的に、目的は統廃合するというので進めていきたいと考えております。委員会の人選は、今年度中に行って、来年度から動き出したいというふうに考えております。その辺、住民の方々に説明しながら、ご意見を十分伺って進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありますか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 今、課長からその事業が、全てのことが、今の事業が完全に完了してからスタート、委員会等は検討してもいいわけですか。ちょっとその確認ですよ。というのは、私が何でこういう細かいことを聞くかということ、ある町で中山間事業を進めていたんですが、終わった時点でばたっとそこで終わったところがあるんですよ。終わった町村があつて、それでそういう話を聞いたものですから、事業が完了した、その先はもたもたしているうちにもう自分たちのチャンスがなくなったという町村もあったんですよ。ですから、私は今のうちに事前準備というのは必要じゃないかと思って質問しましたけれども、それは今、課長の答弁だと、今の事業が完全に終わった、終了を確認してから次のための準備に入るということですか。そこをちょっと確認させてください。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） ただいまのご質問でございますけれども、令和2年度に現在の中山間事業が完了すると。その事業採択に当たって県とかの指導等もございます。その時点において現計画が完了する前に計画が動き出すということは望ましくないということになっておりますので、令和2年度の完了をもって次の振興基本計画、これの策定に当たるということでございます。

町長の先ほど答弁もありましたけれども、まだまだ農業農村環境の整備は必要だと思っておりますので、事業をそこで中断するという考え方は現在のところ持っておりません。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 中山間事業でございますが、これは議員と同じに非常に町としては助かる事業でありまして、今進めている事業を計画して申請した後にいろいろな要望箇所が出ているわけです。そういったものについては、次の事業のときにできるだけ申請をして、採択になるかは別にして上げていきたいと思っております、今の農林課長の答弁ですが、あくまでもそれは県とのやりとりはないよということだと私は思っています。町が次の事業のときにこういう路線を考えていこうというのは、これは全く県と関係ないわけですから、そこは私は、農林課長も誤解しないで、町としての計画はどういう路線、どういう要望があったかというのは、これはもう整理しておかないといけないと思っておりますので、ここは令和2年という完了にこだわらず、町としてのいろいろな路線を、どこを上げていくか、さらにまた要望をとってどういうふうにしていくかということを進めていくことになると思っておりますので。

○議長（馬場又彦君） これで中舘文雄君の質問を終わります。

次に、1番、松本啓吾君の質問を許します。松本啓吾君。

（1番 松本啓吾君 登壇）

○1番（松本啓吾君） おはようございます。第86回定例会において質問の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

今回の議会では、私は2つの点について質問させていただきます。

まず1つ目に、園児の散歩ルート等の危険箇所対策について質問させていただきます。

近年、歩行者等を巻き込む交通事故が増えてきています。滋賀県大津市で8日、信号待ちをしていた園児の列に軽自動車が進み、園児2人が亡くなり、14人が重軽傷を負うという悲惨な事故が起きました。

公益財団法人交通事故総合分析センターの集計では、昨年までの5年間に保育園や幼稚園の園児が通園のため歩行していた際、自動車などによる交通事故により541人がけがをし、4人が死亡していたと発表しています。登園後に事故に遭い、けがを負った園児も13人いたとのこと。また、休日など園とは関係のない遊び場や買い物などの際、歩行中に車にはねられて死亡した園児は35人、負傷は4,529人いたとのこと。

大津市の事故を受け、政府は交通事故防止対策を検討する閣僚会議を開き、「交通事故から次世代を担う子供のかげがえのない命を社会全体で守るため、政府一丸となって取り組んでいく」

と話し、未就学児らが通園や散歩などで日常的に使う道路の安全確保策の取りまとめを指示し、警察庁や国土交通省など関係省庁の局長級の作業チームを立ち上げ、早急に対策をまとめる考えを示しました。

また、警察庁は、今回、子供が巻き込まれる事故が相次いで発生していることから、過去5年間、子供が当事者となった交差点での重大な事故のうち、一次点検で道路交通環境の改善を図ることとなった箇所を2019年度の二次点検プロセスの対象とすることにしました。同時に、道路管理者と連携して幼稚園や保育園に通う園児の安全を確保する対策の必要性について検討、実施するなど、子供を交通事故から守るための二次点検プロセスを適切に推進し、交通安全の確保に向けた道路環境の改善に取り組むよう各都道府県警察に求めています。

南部町において、小中学校の通学路の安全対策は毎年点検、対策がとられていますが、幼稚園や保育園等の園児の散歩ルート、また、医療機関や商業施設周辺の危険箇所の把握、安全対策、住民への周知はどのようになっていますでしょうか。

2つ目に、運転免許証返納者についてご質問いたします。

4月には東京池袋で80代の男性が運転する車が暴走し、12人が死傷した事故が起きました。また、昨日3日にも大阪で80歳の運転する車がバックで歩道に飛び出し、4人をはねる事故が起きています。このようなペダルの踏み間違い等による高齢者ドライバーの事故が多発しています。警視庁が発表した2017年の運転免許保持者数は約8,200万人、そのうち75歳以上の免許保持者は約540万人で、うち約25万人が自主返納しているとのこと。10年前の約1万9,000人から比べると、その数は13倍に増加しています。徐々に高齢者運転の危険性が周知されてきていることがうかがえます。

そこでお聞きしますが、南部町においての近年の運転免許証の自主返納者数はどのくらいでしょうか。

また、南部町においては、65歳以上の高齢運転者が運転免許証を自主的に返納しやすい環境づくりを推進しており、運転経歴証明書発行手数料1,100円の補助、多目的バス及びなんぶ里バスの無料乗車、南部町商工会が行う達者村宅配サービス年会費1,000円の補助など、返納後の優遇体制、サポート体制を実施していますが、これらの制度の周知はどのように実施していますでしょうか。

ご答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） それでは、松本啓吾議員にお答え申し上げます。

園児の散歩ルート等の危険箇所対策についてでございますが、初めに町全体の交通安全危険箇所の把握と安全対策について申し上げます。

町では、交通事故を防止し、明るく住みよいまちづくりのため制定しております南部町交通安全条例に基づき設置している南部町交通安全対策協議会において、危険箇所の把握と交通安全情報の共有を図っているものでございます。

ご質問1点目の幼稚園や保育園等の園児の散歩ルートの危険箇所の把握、安全対策はどのようになっているかについてであります。町内には幼稚園が1園、保育園が3園ございます。いずれの施設も平成28年度に民営化されており、現在はそれぞれの法人により運営されているものでございます。

運営しております法人からお聞きしましたところ、幼稚園では施設の敷地内を散歩していて、施設外には出さないとのことでございます。保育園につきましては、施設の周辺を散歩していて、散歩ルートの設定は職員会議などで危険箇所を確認し、安全なルートを設定しているとのことあります。また、散歩の際は園児の列の前後と中間に職員を配置し、安全には十分注意を払っていると伺っております。

次に、2点目の医療機関や商業施設周辺の危険箇所の把握、安全対策、住民への周知はどのようになっているかのご質問であります。初めにご説明いたしましたとおり、町では南部町交通安全対策協議会により町全域の危険箇所の把握に努めておりますので、特別に医療機関や商業施設についての危険箇所の調査、点検などは実施してはございません。

住民への周知につきましては、交通事故の多発する場所や危険箇所には、交通事故防止のために注意喚起の看板やのぼり旗などを設置しているほか、必要に応じて三戸警察署や交通安全関係団体などの立ち会いのもと、地域住民の代表者が現地に集まり、道路診断を行ってございます。

その他には、三戸警察署では必要に応じて危険箇所の実地調査を行い、交通安全の広報啓発の活動を行っている地域交通安全推進委員や駐在所の警察官が地域の巡回を実施し、戸別訪問による注意喚起を行ったり、また、駐在だよりでは交通安全や交通事故防止のほか防犯について住民への情報提供を行ってございます。

町といたしましては、三戸警察署、町の交通安全関係団体と連携をとりながら町内の危険箇所の把握に努め、交通事故の多発地区、危険との指摘があった場所につきましては南部町交通安全

対策協議会で検討し、引き続き交通安全対策を講じてまいりたいと考えてございます。

次に、運転免許証返納者についてお答え申し上げます。

初めに、青森県内の高齢者の事故について申し上げますと、青森県内の交通事故件数は減少傾向であるのに対し、高齢者の事故件数は一向に減少しておらず、高齢運転免許証保有者は年々増加していることから、今後さらに高齢ドライバーが原因となる交通事故の増加が懸念されております。

ご質問1点目の運転免許証の自主返納者数はどのぐらいかのご質問であります。高齢者の運転免許証の自主返納者の人数につきましては、三戸警察署でのデータによりますが、免許証返納者は、平成29年度は44名、平成30年度は31名で、そのうち優遇措置を受けるために必要となる運転経歴証明書を申請された方は、平成29年度は40名、平成30年度は27名となっております。

次に、高齢者ドライバーの運転免許証の自主返納や返納後の優遇措置の周知はどのように実施しているかについてであります。高齢者が運転免許証を返納した場合の町の優遇措置については、平成28年12月議会において夏堀文孝議員からの一般質問を受けて、町で運行している里バスや多目的バスの無料乗車などの優遇を受けられるように行ったものでございまして、優遇措置の内容につきましては、町の広報誌あるいは町のホームページに掲載しているほか、町内の窓口には事業内容を紹介するチラシを置いてございます。

さらに、県内の各警察署の窓口には、運転経歴証明書を提示した場合に割引などのサービスを提供する店舗などを掲載した運転免許自主返納者支援協賛店一覧表の冊子が置かれてあり、中には南部町では運転経歴証明書発行手数料1,100円が全額補助されることや多目的バスやなんぶ里バスが無料で乗車できることが掲載されております。

そのほかには、三戸地区交通安全協会の支部が開催しております高齢者交通安全教室におきまして事業の周知を行ってございます。

今後も三戸警察署と連携を密にしながら、交通安全にかかわる交通事故防止イベントなどにおきまして事業のチラシを配布するなど、広報、周知に努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力方、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。松本啓吾君。

○1番（松本啓吾君） ご答弁ありがとうございます。

危険箇所については交通安全対策協議会のほうで把握し、多発部分には看板、のぼり旗等で周

知しているということですし、南部町の幼稚園、保育園については園地が広いので、その中でも幾分か遊べるということで、周辺での散歩ということがまず事故防止に少しつながっているのかなとも思いました。

交通事故をなくすためには、歩行者、運転者それぞれが注意し合わなければならないと私は思っております。安全対策の一つとして、小中学校では交通安全教室にて学校周辺の危険箇所を生徒に周知しています。幼稚園、保育園などでも交通安全教室等の実施で危険箇所を園児、先生、保護者に周知することも予防の一つになると思います。

また、スクールゾーンに当たるキッズゾーンのようなものを設けたり、幼稚園、保育園、学校、病院や商業施設付近の危険箇所の道路をオレンジ色などの色をつけた舗装にすることにより、運転者にも注意を促すことができるのではないかと思います、そのような対策の検討はありますでしょうか。

また、積雪などにより道路幅が狭くなるなど、季節により危険箇所が発生する場合もあると思いますが、季節の環境変化による危険箇所の把握もしていますでしょうか。

2つ目の高齢者ドライバーに関してなんですけれども、高齢者ドライバーが免許を返納しない理由の一つに、車がないと不便だという理由があります。先ほども話したとおり、多目的バスとなんぶ里バスが無料乗車になったということで、そのことは返納した高齢者にとって大変助けになると思います。

しかし、山間部等のバスの本数が少ない地域では、病院等、混雑により乗車に間に合わない不安等もあります。例えば地元のタクシー会社と連携したタクシー乗車料金の補助や乗り合いタクシー等の周知ができれば、返納後の不安解消、そして通院等のたびに運転していく家族の負担軽減の一つになると思いますが、自主返納向上、返納後のサポートに向けたさらなる対策のお考えはありますでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、ただいまの質問の1点目の幼稚園、保育園で交通安全教室を実施しているか、その教室を通じて保護者に危険箇所等を周知させているかというご質問でございますが、まず交通安全教室の開催でございますが、まず保育園でございますが、3つあるうちの1園が年2回、駐在所の職員、要するに警察の職員をお呼びしまして年2回、交通安全教室を開催しているということでございます。

他の2園につきましては、交通安全教室という命名では実施してございませんが、先生が直接園児に対しまして、教室ではございませんが、信号の見方とか、歩道の安全な歩き方等々を直接先生から園児のほうに指導という形で毎月開催していると伺っております。

幼稚園につきましては、教室は開催していないということでございまして、いずれの場合につきましても保育園、幼稚園、交通安全教室の開催を含めた児童に対する交通安全の指導をさらに徹底するよう事業者のほうにお願いをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） まず、スクールゾーンについてでございますが、向小学校付近、それから剣吉小学校付近でございます。7時から8時まで車両の通行制限がされておまして、許可車両以外は通行できません。

なお、新規のスクールゾーンの設置については、現在予定はございません。

それと、冬の積雪時の危険箇所でございますけれども、学校周辺では道路、それから屋根からの落雪等が考えられますので、各学校で対応、それから子供への指導を行っております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（岩間雅之君） 私からは住民生活課にかかわるところで、まず1点目のスクールゾーンについてです。通学路での生徒の通学時間、そのときの車両の通行禁止の交通規制がかかるということでございまして、この規制、スクールゾーンの設置につきましては県の公安委員会が決定するものでございますので、学校や保護者、地域住民から危険だというようなそういう声が出てきましたら、南部町交通安全対策協議会で話し合いを持ちまして検討を進めてまいりたいというふうに思います。

ただ、先ほど学務課長も申したとおり、交通規制がかかります。そこに住んでいる住民も許可証を持っていれば通行できるわけでございますが、その通行する際には許可証を携行しなければならないということで、知らないで通行した場合には罰金、それから反則点数のほうも対象になってまいりますので、それから規制については土曜、日曜、祝日は規制の解除ができ

るわけですが、夏休み、冬休みにつきましてはそのまま規制が続くということもございますので、その辺のことも地域のほうとも協議して、設置するという意見が出てきましたら話し合いを持ちたいと思っております。

それから、積雪時の危険箇所の把握につきましてですが、積雪ということでスリップ箇所の多発する地区についての把握というふうに受けとめておりますが、この冬場のスリップ箇所につきましては南部町交通安全対策協議会でも話し合いが持たれております。そういう危険箇所につきましては、そこの地区の道路を管理する部署にお伝えをしまして対応策をとってもらう、県道であれば県のほうに連絡して対応をとってもらおうということでございます。

それから、高齢ドライバーの追加措置があるかというようなお話でございますが、これにつきましては町では多目的バス、里バスの無料乗車の補助を実施しております。他の町村についても調べましたが、例えば五戸町は回数券、年間1万円分を補助している、階上町は回数券5,000円分の補助ということをやっております。南部町は制限がなく乗り放題ということもございますので、かなり優遇した対応ではないかなというふうに思っております。

それから、あとタクシーにつきましては、各タクシー会社が協賛会社ということで加入しております。乗車料金の10%割引を主にしているようでございます。当町にありますタクシー会社につきましても、タクシー料金の10%割引をしているということが、警察署の窓口に置いてございます運転免許自主返納者支援協議会一覧表の中にそういう内容を掲載しております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 建設課長。

○建設課長（松橋 悟君） 冬の積雪時の通学路ですけれども、町内には通学路となっている路線が数多くあります。歩道の除雪につきましては、町が業者委託しているもの、国、県から小型除雪機を貸与されて地域団体が除雪しているもの、そのほか、平成28年度からですが、各町内における歩道や生活用道路を除雪するために小型除雪機購入を希望する行政区に小型除雪機購入補助をしております。これまでに28の行政区がこの小型除雪機の購入補助を活用しております。除雪されていない通学路は危険でありますけれども、通学時間までのうちに除雪を完了することができ、このことによって冬の積雪時の通学路の安全確保に効果があらわれていると考えております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありますか。松本啓吾君。

○1番（松本啓吾君） 冬の除雪等に関しても各地区、また、県などの管轄で子供たちが学校に通う前に対策がとられている、また、先ほど私が話したタクシーの割引に関してももう既に実施されているということで、ほかの町村に比べると充実した対策がとられているということを感じました。

先ほども話しましたが、交通事故を起こさないためには、歩行者、運転者、それぞれが注意し合わなければならないと私は思っています。お互いが注意し合う意識向上のための対策、先ほども多発地域には看板、のぼり等という対策がとられているということでしたが、そのような対策がとればと思います。

南部町においては、これからフルーツ狩りや祭りなど数多くのイベントが開催され、来場者数も年々多くなっています。これからの時期は町外から車で訪れる人が多く、交通量がふえると思われれます。道路を挟んだイベントや駐車場と会場が離れた場合など、交通安全対策の周知をしていただければと思います。

交通事故から次世代を担う子供のかげがえのない命を守るため、そして全ての町民の命を南部町全体で守るため、一丸となって対策に取り組んでいただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） これで松本啓吾君の質問を終わります。

ここで、11時まで休憩いたします。

（午前10時47分）

-----  
○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

-----  
○議長（馬場又彦君） 16番、川守田 稔君の質問を許します。川守田 稔君。

（16番 川守田 稔君 登壇）

○16番（川守田 稔君） おはようございます。

今定例会においては、馬淵川河川整備計画とその上位に位置する馬淵川河川整備基本方針との関係について質問いたします。

皆さん既にご承知のとおり、河川整備基本方針と河川整備計画は、主に河川法及び河川法施行令などに規定された実際に河川整備を行うためのプロセスであります。旧河川法においては、工事実施基本計画の策定だけで進められていたようではありますが、河川法改正により、より緻密なコンセプトとプロセスを加味するように変更されたものと理解いたします。

河川整備基本方針においては、その河川整備の目的や目標が織り込まれます。河川整備計画においても、その目的と目標が設定されます。ですが、河川整備計画が河川整備基本方針の目的を逸脱することはございません。

町長を初め町職員、県の関係者、一部学識経験者の皆様の尽力によって、河道掘削ですとか堤防の一部かさ上げ、輪中堤などの整備が進められておることはまことに喜ばしいことでもあります。しかしながら、馬淵川河川整備基本方針策定のための国交省、社会資本整備審議会、河川分科会における審議の議事録を読んでおりますと、「八戸を守るため」というような発言があったりして腹立たしく思うことがあります。反面、馬淵川に関する河川整備基本方針の策定においては、河川工学的な数値ですとか馬淵川周辺を含む自然環境に関するデータ、さらには農業用水など、利水に関するデータなどを含め、実に幅広くシステマチックに、しかも事務的に事が進んでいくものだなと感じます。ほかの河川についても同様なのだろうとご推察いたす次第であります。随所に「剣吉地区は氾濫の常襲地帯で」という文言が出てきます。ですが、この常襲地帯であるという事実も審議委員の方にとっては一つのデータにすぎないのだなと感じてしまうのは、実に悲しいことでもあります。町政が守らなければならないのは住宅地の安全ばかりではありません。農地についても同様であります。

重ねて申しますが、災害は確実にその地域の経済力と真摯な前向きな精神を削り取っていきます。このような私たちの真摯なる願いが社会資本整備審議会の審議の場に届くすべはないものかと歯がゆく思う次第であります。社会資本整備審議会の審議同様、馬淵川河川整備計画作成のための馬淵川水系河川整備学識者懇談会における審議についても、半ば事後報告的な流れを読み取ってしまうのは私だけではないと思います。馬淵川河川整備基本方針なるものが、いつ、どこで、どのような人間がかかわり、どのような経緯で審議会にのせるための原案が作成されたのか、情報を収集、整理し、精査することから始めなくてはならないなと考えた次第であります。馬淵川河川整備計画についても同様であります。このような作成の経緯について何かご存じのことがございましたら、どうぞ教えてください。

既にご承知のとおり、大臣直轄区間、知事直轄区間の問題など、根本的な事案がございます。青森県は河川改修に係る予算の3分の1を馬淵川の改修に費やした年度もあると聞いております。ありがたいことでもあります。しかしながら、遊水地としての位置づけをよしとしない、そのような思いでこの質問をいたしております。この現状を打破し、さらに前に進むには、馬淵川河川整備基本方針を変更してもらうためのアプローチを始めるべきではないでしょうかと考えます。町当局はどのようにお考えでしょうか。ご意見をお聞きしたいと思います。答弁、よろしくお願いたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田 稔議員にお答え申し上げます。

馬淵川水系河川整備基本方針では「上流ダム群及び遊水機能を生かした洪水調節により河道への負担を軽減させる」とあり、この基本方針に対する段階的な整備目標を定めている馬淵川水系河川整備計画には、氾濫による家屋の浸水被害防止に加え、中流部の大規模な農地についても冠水頻度を軽減し、被害の軽減に努めることを目標としているため、基本方針を変更せずともよいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） そのとおりだと思うんですけども、ですけれども現状のままでは何が変わるんでしょうかという思いで質問の準備をしていました。昔の文献には遊水地という位置づけが明確に書いてあります。ですけれども、改正河川法に移行してからはそういう露骨な文言は見つけれませんでした。ですけれども、中身を精査していくと、結局そういうことじゃないですかと。いわゆるどこを起点にして上流、下流をどのように対処するかということに関しては、内容を逐次読めば、調べればおのずとわかってくる現状があるかと思います。

学識者懇談会の中の流れとかを読んでいても、なかなか異論を挟めるような余地はないのは私もわかります。規約では3分の2以上の賛成をもって云々というような決まりもあるようなんですけれども、ああいうメンバーでもってそういう人数の画策を考えるのも大変かと思えます。これは

仕方がないことであります。

ですが、現状を感謝して受け入れる態度も必要だと思っておりますけれども、やはり長い目で見ないと川の治水というのは成立しない部分もあると思っておりますので、そういった10年、15年、20年、30年、そういったスパンでこの基本方針を変更してもらおうアプローチ、そのために費やした労力ですとかプロセスでもって随分と私たちはいろいろなことを勉強するはずであります。そういった作業が必要ないと思うか思わないか、それは考え方の違いかと思うのですけれども……。

○議長（馬場又彦君） 川守田君、何を聞きたいか簡潔明瞭に。

○16番（川守田 稔君） わかりました。もう少し聞いてください。

そのように思うんですが、やはりそういったアクションを始めたほうがよろしいのではないかと改めて伺いたします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 学識経験者会議等においても、会議前の段階で、前は「狭窄部」という言葉すら出してほしくない、そういうニュアンスもあったりしました。これは違うだろうということで「狭窄部」という文字もはっきり入れていただきながら今取り組んでいるところでありますが、現在も我々、農地の部分、これも基本方針にのっとっているわけですので、既にもう要望もしてあります。ですから、今改めて見直しをする必要はない、現在のままの方針で十分これは行えることになっておりますので、現在は考えておりません。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問。川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） わかりました。水防というのは、ただ単に河川を改修するだけではないというのは私も改めてわかりました。避難の仕方だとか、そういったソフトの作成ということも必要ではあると思えます。それも現在の防災の大きな位置づけだというのは私も理解します。ですが、狭窄部をそのままにして、八戸の河川敷あたりが水没しないような計画でもって、今の現状がどのように変わるのかというのは、私はずっと疑問に思っています。

狭窄部云々ということを話題にしたときに、そのためには200億円がかかるよというようなあ

る人からの答えがあったことを記憶しています。200億円がかかるということは、全部をやり直すという意味だと思うんです。ということは、甘んじて南部町さん、田んぼが水につかることに対しては我慢してくださいよと暗に言っているような、そういったことをずっと感じていたものですから、そういうやむにやまれない思いが私にはあります。その現実を皆さんも本当は勉強していただきたいと思うわけですが、皆さんの意思を尊重したいと思います。

終わります。

○議長（馬場又彦君） これで川守田 稔君の質問を終わります。

次に、8番、八木田憲司君の質問を許します。八木田憲司君。

（8番 八木田憲司君 登壇）

○8番（八木田憲司君） それでは、早速、通告しておりました農業体験修学旅行を受け入れる農家民泊について質問させていただきます。

ことし1月に、南部町議会の行政視察で沖縄県伊江村の民泊事業による地域の振興の取り組みについて視察研修を行ってまいりました。そのときの視察研修で感じたことを今回の一般質問で取り上げさせていただきました。

伊江村で民家体験宿泊が始まった経緯は、平成15年度に伊江村観光協会へ旅行社、学校から体験型修学旅行の要請があり、試験的に3校、317人を受け入れたことから始まっております。そのときの受け入れた民家数は30戸と少ない数からのスタートでした。その後、平成30年度の民家宿泊体験事業の実績では、学校数270校、受け入れ人数4万3,843人、受け入れ民家数186戸までふえており、15年間で伊江村の民家体験宿泊事業が大きく発展しておりました。受け入れ人数がこれだけふえることにより、民泊事業関係者の所得向上に大きくつながっていると感じてまいりました。

農家民泊を始める理由は、農家の所得向上だけではなく、さまざまなメリットがありますが、体験農家民泊への参加人数をふやしていくことが地域の活性化、農家の所得向上につながっていくと思います。

つきましては、南部町で現在実施している達者村農家生活体験事業の現状及び課題、それに対するこれからの取り組みについて、通告しておりました6項目についてお伺いいたします。

- 1、平成30年度に受け入れた学校及び人数について。
- 2、農家民泊の季節ごとの受け入れ状況について。

3、南部町の農家民泊を実施している民家数について。

4、年間を通じて農業体験民泊の受け入れ体制ができているか。

5、そのほか、現状における課題について。

6、先般、4月30日の新聞報道で三八地区の農業民泊の記事が載っておりまして、その記事の中で1,000人超でここ3年間推移しているという記事、報道でございました。その中で南部町の農家民泊を、今現在1,000人超で推移しているものをこれからさらにふやしていくための取り組みについて。

以上、通告しておりました質問に対して町長並びに関係者の答弁を求めます。よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、八木田憲司議員にお答え申し上げます。

農業体験修学旅行を受け入れる農家民泊についてのご質問であります。まず平成30年度に受け入れた学校及び団体数、人数についてであります。平成30年度に受け入れた学校数は10校で、団体数などは9団体あり、受け入れた人数については814人となっております。

次に、農家民泊の季節ごとの受け入れ状況についてであります。平成30年度においては、春は129人、夏は375人、秋は310人と、春から秋にかけてが多く、冬の受け入れはございませんでした。

次に、南部町の農家民泊を実施している民家数についてであります。平成30年度末の達者村ホームステイ連絡協議会の会員数は28人となっております。

次に、年間を通じて農業体験民泊の受け入れ体制ができているかでありまして、農家民泊体験では受け入れた時期に農家が行う作業をそのまま体験していただくことから、年間での受け入れが可能であります。

次に、その他、現状における課題についてであります。受け入れ農家の高齢化や家族の介護、思春期の子供がいるなどの家庭の事情により、受け入れをやめる、また、休業される方が多くなってきていることから、新規受け入れ農家の確保が喫緊の課題となっております。

次に、1,000人超えで推移している南部町の農家民泊をさらにふやしていくための取り組みについてであります。八木田憲司議員ご案内のとおり、過去5年間の受け入れ人数は、平成26年

度は1,211人、平成27年度は1,318人、平成28年度は952人、平成29年度は1,253人、平成30年度は814人と、1,000人前後で推移しております。

なお、平成30年度の受け入れ者の減については、5年以上継続して訪問いただいている常連校以外の民泊者は、県内の農林漁業体験民宿業の許可取得者がふえてきていることなどから、他の地域へ分散したことが一つの要因であると考えております。

さらに、民泊者をふやしていくための取り組みとしては、まずは受け入れ者の確保が重要でございますので、民泊事業者の拡大と定着を目的として実施している民泊事業入浴施設利用料補助金及び民泊受入環境整備事業費補助金の継続や、新規受け入れ者の獲得を達者村ホームステイ連絡協議会の会員の方々からもご協力をいただき、受け入れ者の確保に取り組んでいきたいと考えております。

また、農家民泊者をふやしていくため、当町の農家民泊の魅力・体験メニューなどの発信に努めながら、毎年お越しいただいている学校や旅行会社への訪問を継続していくとともに、町内のNPO法人との連携を強化し、営業活動に取り組んでいきたいと考えてございます。

今後も、町が推進するグリーン・ツーリズム事業の中心を担う農家民泊が末永く続くよう、受け入れ農家等の確保に努め、受け入れ体制の整備に尽力してまいりたいと考えておりますので、今後とも議員各位からもさらなるご支援とか、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） ご答弁ありがとうございました。

現状、大体1,000人超で、昨年だけはちょっと1,000人を割ったということですが、先ほど大体、資料等で拝見しましたところ、首都圏からと海外からの宿泊者が十何件ほど減っているということだったと思います。そして、やはり数をふやしていくためにはこちらの魅力の発信もありますし、首都圏、大きい地域の学校へのセールスといいますか、そういうよその研修のときにも伺ってまいりましたが、こちらから出かけて発信していくと、学校にセールスに行くと、そういうものをお話ししていましたが、今現在やっちはいると思いますが、やはりそういうこちらに来てもらえる修学旅行の学校をいかに確保していくか、そういうものがこれから伸ばしていくためには必要になってくるのではないかと考えております。

あと、今、受け入れ体制の中で28軒と伺いまして、すごい少ないんだなということを感じました。新聞記事のほうでの69件というのは三八全体の受け入れ戸数なのかもしれないんで

すけれども、この高齢化、幾ら来るお客さんがふえても受け入れるところがなければどうにもならない部分もありますので、その部分とあわせてこれからふやしていく対策を講じてもらいたいと思います。

高齢化以外にもちょっとアンケートなんかで農家民泊をやめていく方の現状を見ますと、やはり農家体験をさせながら食事を準備する、そういうものが全部女性の、お母さんにかかってくるというこの負担がすごく大きくて、農繁期の大変農業が忙しいときにはそれがちょっとできないという、大変負担になるということを書いている方もあります。実際、送り迎え、そして食事の準備、そして子供たちに農業体験をさせる、そういう一連の流れを2人、大概夫婦でやっているかと思うんですけれども、ほとんどがその女性の方にそういう負担がかかっている。

その解消方法としてどういうものがあればいいのかなという回答の中では、体験と民泊を別々に切りかえていくと、そういう部分とか、あと学校なんかの廃校したところを利用しながら、大きく受け入れられるような施設として改修しながら、そういう子供たちを受け入れる体制をとっていくとか、そういう、農業をやりながらの民泊になりますので、すごい農家の方には負担が大きい、所得もそれなりに向上はするんでしょうけれども、負担のほうが大きいということで、先ほど私の質問の中でありました季節をずらしながら、時期をずらして受け入れを行えばいいのかなと感じております。1軒の受け入れとすればやっぱり5・6件が大体いっぱいいっぱいだと思うので、年間を通じて民泊者があれば、やっぱり年間を通じての平均した中で受け入れ体制が整ってくるのではないかと思います。

今私はいろいろお話ししましたがけれども、まず中央の学校とか、そういうところに対しての南部町、こちらの農家体験の魅力を発信するという、これをこれから何か対策として考えているかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいのと、今の体験と宿泊を別々にやっていく、こういう部分とか、そういう負担を軽減していく対策、そういうものをちょっとお伺いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず学校訪問ですが、もう現在、数年前から行っております。毎年学校に訪問し、また、学校においては文化祭に行って農産物を販売してPRすると。また、卒業式に出席したり、そういうことを既に行っております。

それと、宿泊と体験の分離を考えられないかと、これは以前からも申し上げているわけですし、

現在なかなか受け入れ農家が確保できないと、そういうことでそういう受け入れと食事提供をするのを別でもいいですよという形の募集もしております。ただ、なかなか、八木田議員も言っておりましたが、ここは奥様、女性群が鍵を握っておりますので、ここは。ですから奥様方にいかに理解してもらえるかということ、それと受け入れするとやはりなかなか家の中全体をきれいにしなければならないという、これも非常に簡単なようでなかなか一つの課題にもなっていると思っております。

我々もいろいろなことを変化をつけながら、工夫をしながら、既に今もそういう募集の仕方もし、環境整備補助金も新たに受け入れる方には、やはり布団の準備とか、そういう準備するのも補助金で出しますよと、こういうものもやっております。

これからもしっかりとPRのほうもしながら、あと年間の受け入れについてはあくまでも学校側が修学旅行で決めてくるものですから、こちらのほうにこの時期でというのはなかなか難しい、選択肢は向こうがちょっと持っておりますので、ただ、冬期間でも受け入れは可能でありますよという部分は我々もPRは必要であろうと、こう思っております。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） どうもありがとうございました。いろいろ三八地区、県内でも南部町が一番やっぱり民泊を受け入れている先進地でもあります。ただ、私、よその現状を見たときに、何万人という民泊者がいると。この差は何なのかなとこう感じてきたんですが、一つはやっぱり沖縄県自体がもう観光地であるという、そういうものでの受け入れ、それにプラスまた民泊で修学旅行生を受け入れていると。そういう全体の環境がここ青森県と沖縄県とでは違うのかなという感じはしました。ただ、そうも言っていられないところもありますので、青森県、南部町の民泊を、これからも魅力の発信というのを常にいろいろな取り組みをしながら行っていただければなと思っております。

まず、そして今回の私が質問に取り上げた大きなものは、やはり生産農家の所得向上というのが6次産業の中で、直売所とかそういう、いっぱいありますけれども、やっぱりその一因となる農家民泊で所得向上につなげてもらいたい。そして、これはちょっと通告外ではありますが、観光地としての魅力の発信をこの圏域全体で考えていかなければならないことだと思っております、先ほど言った6次化の直売所の中でこれが一番やはり売り上げもあるし、農家所得も上がる部分なんですけれども、広域観光を目指す中で今、南部町のチェリーセンターがこの地区ではすごい

大きい施設としてやっていますけれども……。

○議長（馬場又彦君） 八木田君、簡潔明瞭をお願いします。

○8番（八木田憲司君） これはちょっと質問に答えていただかなくてもいいんですけども、直売所を道の駅みたいな部分として南部町にももっと規模の大きい施設をつくって、観光地の中継とかそういう部分で可能なぐらいのものをこれからも含めていただければなという感じはしております。この部分に関してはご答弁は結構です。

では、これからも南部町、先進地としての民泊事業、これからもどんどん発展させていただきますようお願い申し上げます、質問といたします。

○議長（馬場又彦君） これで八木田憲司君の質問を終わります。

次に、4番、坂本典男君の質問を許します。坂本典男君。

（4番 坂本典男君 登壇）

○4番（坂本典男君） こんにちは。令和元年最初の6月定例議会において一般質問の機会をいただきまして、まことに感謝申し上げます。ありがとうございます。今回の最後の質問、お疲れのところ、もう少しおつき合い願います。

それでは、今回は私は今後の町道維持管理について一般質問をさせていただきます。

町道の維持管理者として行われている除草作業は、美化や景観保全の面だけでなく、交通の面からも重要な作業として、道路管理者はもとより地域住民による美化活動として続けています。しかしながら、近年においては除草作業や側溝などの土砂除去作業の回数減などがあり、十分な維持管理が行われていない現状にあります。さらには、地域住民の高齢化や減少により、従来のような地域での美化活動ができない状態になりつつありますので、今後の町道維持管理についてお伺いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

まず1つ目は、町道の維持管理の中で除草作業及び道路にはみ出した立ち木などの除去作業の実施状況についてお伺いいたします。

2つ目は、路肩の堆積土砂除去作業及び側溝にたまった落ち葉、土砂、ごみなどの除去作業の実施状況はどのようなものかお知らせください。

3つ目は、町道の亀裂、穴ぼこまたは落石等に関する年間の相談件数、地域から上がっている

要望等々の現状についてお知らせ願いたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、坂本典男議員にお答え申し上げます。

まず1点目の町道の除草作業及び道路にはみ出した立ち木などの除去作業の実施状況についてであります。町では毎年4月から11月までの8カ月間、町道の草刈り、枝払いなどの道路維持管理作業を行う作業員として臨時職員を4人任用しており、主にこの作業員が建設課の町道管理担当職員からの指示のもと、日常的に維持管理作業を実施しております。また、日々の作業実績は作業員から建設課に提出される作業日報で確認しております。

次に、2点目の路肩の堆積土砂除去作業及び側溝にたまった落ち葉、土砂、ごみなどの除去作業の実施状況についてですが、1点目で申し上げました除草作業や立ち木などの除去作業と同様に道路維持作業員が建設課の町道管理担当職員からの指示のもと、日常的に維持管理作業を実施しているところであります。

また、建設課の道路パトロールにおいて、道路への倒木や落ち葉による側溝の詰まりなどの不良箇所を発見した場合、その場において職員が行えるものは速やかに除去作業を行っております。なお、不良箇所の程度が大きく、職員や道路維持作業員では作業できないものについては、土木建設業者に依頼し対応しております。

このほか、町では町内の環境美化の推進を図るため、町道の草刈り、ごみ拾い、側溝清掃などの町道清掃作業を行った行政区に対して、1年に1回ですが報奨金を交付しております。毎年、多くの行政区において町民の皆様から町道清掃作業をしていただき、感謝しているところであります。

次に、3点目の町道の亀裂、穴ぼこまたは落石等に関する年間の相談件数、地域から上がっている要望等の状況についてであります。まず町道の亀裂、穴ぼこまたは落石等に関する年間の相談件数ですが、町道の補修依頼や不良箇所の通報を受け、町が土木建設業者に依頼し、維持修繕を行った件数の合計を過去3年間について申し上げますと、平成28年度が99件、平成29年度が80件、平成30年度が73件となっております。

各年度とも、多くが側溝の破損や傾きの直し、破損した側溝のふたの交換、でこぼこ状態とな

った砂利道の整正や雨により流れ出した路盤碎石の補充、道路の路肩やのり面崩落の修繕となっています。

次に、地域から上がっている要望等の状況についてですが、こちらは行政員からの町道の維持管理に関する要望件数を過去3年間について申し上げますと、平成28年度が4件、平成29年度が9件、平成30年度が5件となっており、こちらは側溝の破損や傾きの直し、破損した側溝のふたの交換の要望が多くなっております。なお、町ではこれらの要望箇所について、危険が伴う緊急性の高いところから順次対応しているところであります。

町では、常時安全に通行できる道路環境を維持するため、道路パトロールを毎週行っており、町道の不良箇所を発見した場合は速やかに適切な処置を行うようにしておりますが、行政員や地域住民の方々からの情報提供もいただきながら、今後もより一層、良好な状態に保つように努めてまいりたいと考えてございます。

なお、明日、追加提案で和解の成立についての追加提案をさせていただく予定であります、その内容は道路に穴があいて、通行して破損したということの和解でございまして、先般も課長会議で職員も通勤等、また、ふだん歩いたときに気がついたらすぐ建設課のほうに連絡をしてくれるようにと。それとちょっときつ目ではありますが、建設課長にはパトロールの職員がまさか眠っていないだろうかと、ちゃんと見て歩いているだろうかと、歩いていけば気がつくはずだと、そういうことも課長会議でしっかりと指示しながら、今後も特に事故等につながっていかないように管理に努めてまいりたいと、こう思っております。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。坂本典男君。

○4番（坂本典男君） ご答弁ありがとうございました。町長が職員に対しまして訓示、本当にそのとおりだと思います。ありがとうございます。

職員の皆さんは大変頑張って仕事をしていると思いますので、大変いいことだと思っておりますが、回数が少ないのではないかと、除草作業とか維持管理、町民の声がありますので質問させていただきました。道路に張り出した木や雑草は、特にカーブなどで視界がこれから悪くなって、自動車や歩行者の通行の障害となります。台風とか大雨、雪で倒れて通行どめになることもあります。適切な管理をお願いしたいと思います。

また、道路の亀裂や段差、穴ぼこなどの補修の必要なところも目立ちます。そのほか、また、側溝のふたの上の土砂、側溝のふたの上に土砂がたまって、そこにまた雑草が生えて、これまた

厄介な根っこが太くてなかなか取り切れないような悪循環も生んでいますので、ぜひその土砂の撤去、また、道幅が狭くなったりして大変通行にも不便なところがありますので、そこも直していただきたいと思います。排水溝、側溝の詰まり、土砂とか落ち葉、ごみなどで排水の役目をしていないところが多々見受けられます。これから梅雨時期になり、大雨とか集中豪雨時に大変危険なことであります。どうか安全で快適に通行できる道路環境づくりを進めていただきたいと思っています。

また、そして担当課、道路パトロールを定期的に行っていただき、危険な箇所を早期に発見し、補修作業をしていただきたいと思います。まず、そのためには予算をしっかり確保して業者委託するなり、臨時職員、今4名でやっているとお聞きしましたけれども、その数もふやすなどして地域住民の要望にスピード感を持って当たっていただきたいなと思っております。

短いですが、以上で私の質問を終わらせていただきたいと思いますが、何かございましたら関係課のほう、よろしくをお願いします。

○議長（馬場又彦君） 建設課長。

○建設課長（松橋 悟君） 建設課では道路の欠損箇所、あとは土砂の堆積とか、その辺があった場合にはいち早い補修が必要と考えております。まず道路パトロールは行っておるんですが、まだまだ地域住民の皆さんの思うようにはいっていないということで、これからもパトロールの強化についてはきちっと進めていきたいと思っています。

なお、先ほど町長の答弁にもありましたが、建設課職員のほうではまず町道パトロールは当然行っておるんですけれども、町の職員全員に対しても公務あるいは公務以外でも車を運転していて町道に不具合があったときは建設課のほうに連絡をいただきますような対応となっておりますので、その辺も十分対策を進めていきたいと思っています。

それから、少し前になりますけれども、平成25年12月なんです、上名久井郵便局のほか全部で7カ所の郵便局と町民の命と安全を守るための情報提供に関する協定というもので、この中でも郵便配達の方が郵便配達している際に道路に不具合があった箇所とかがあった場合には連絡をいただけるような体制となっております。

あと修繕の予算とか、いろいろな原材料の予算につきましても、財政のほうとも相談しながら必要な予算が確保できるように頑張っていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（馬場又彦君） これで坂本典男君の質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、6月5日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

(午前11時50分)



令和元年6月5日（水曜日）

第86回南部町議会定例会会議録

（第3号）



## 第86回南部町議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和元年6月5日（水）午前10時開議

- 第1 報告第3号 専決処分した事項の報告について  
工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（中央公民館他解体工事）
- 第2 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
平成30年度南部町一般会計補正予算（第7号）
- 第3 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第4 報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
南部町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 報告第8号 平成30年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第7 報告第9号 一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について
- 第8 議案第57号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第58号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第59号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第60号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第61号 字の区域の変更について
- 第13 議案第62号 指定管理者の指定について（上斗賀公民館他1施設）
- 第14 議案第63号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第1号）

- 第15 議案第64号 令和元年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）  
第16 議案第65号 令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
第17 議案第66号 令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
第18 常任委員会報告  
第19 委員会の閉会中の継続調査の件  
第20 議員派遣の件

追加日程第1 町長追加提出議案提案理由の説明

追加日程第2 報告第10号 専決処分した事項の報告について  
損害賠償の額を定め和解することについて

追加日程第3 議案第67号 財産の取得について（福地・南部地区中学校コンピューター機器）

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15名）

1番	松本啓吾君	2番	久保利樹君
4番	坂本典男君	5番	滝田勉君
6番	西野耕太郎君	7番	山田賢司君
8番	八木田憲司君	9番	中舘文雄君
10番	工藤正孝君	11番	夏堀文孝君
12番	沼畑俊一君	13番	根市勲君
14番	工藤幸子君	15番	馬場又彦君
16番	川守田稔君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 工藤祐直君 副町長 佐々木俊昭君  
総務課長 久保田敏彦君 企画財政課長 金野貢君

交流推進課長	松原浩紀君	税務課長	下井田耕一君
住民生活課長	岩間雅之君	健康福祉課長	福田勉君
農林課長	東野成人君	商工観光課長	中里司君
建設課長	松橋悟君	会計管理者	野月正治君
医療センター事務長	佐々木大君	老健なんぶ事務長	藤嶋健悦君
市場長	馬場均君	教育長	高橋力也君
学務課長	中村貞雄君	社会教育課長	佐々木高弘君
農業委員会事務局長	夏堀勝徳君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	夏坂由美子	班長	小林京子
主査	坂本裕昭		

---

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第86回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

(午前10時00分)

---

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（馬場又彦君） 日程第1、報告第3号、専決処分した事項の報告について、工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（中央公民館他解体工事）を議題とします。

本案について、説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） おはようございます。

それでは、説明資料の1ページをお開き願います。

報告第3号、専決処分した事項の報告について、工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（中央公民館他解体工事）についてご説明いたします。

工事請負契約の一部を変更する契約の締結につきまして、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定に基づき、専決処分したものであります。

専決年月日は、平成31年3月20日。工事名は、中央公民館他解体工事。工事場所は、南部町大字平地内。契約の相手方は、五戸町大字切谷内字淋代14番地の1、株式会社大山建工、代表取締役、大山重則。変更前の請負代金7,482万4,560円に、請負代金の3.27%となる244万9,440円を追加するものであります。変更内容の主なものは、屋上防水アスファルトの分別方法の変更による増額や、旧給食センター内の食器撤去、処分費の追加などとなっております。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで報告第3号を終わります。

---

◎報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第2、報告第4号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、平成30年度南部町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金野貢君） それでは、議案書のほうの7ページをお開き願います。

報告第4号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

専決処分の理由は、ふるさと納税寄附金の増額に伴い、返礼品に要する経費及び寄附金を地域振興基金へ積み立てる予算に不足が生じたため、専決処分したものでございます。

議案書の9ページをご覧ください。専決処分をした平成30年度南部町一般会計補正予算（第7号）の内容でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に1,937万7,000円を追加し、予算総額を105億2,202万9,000円とするものでございます。

それでは、議案書の18ページをお開き願います。歳出の補正の内容でございます。2款1項1目一般管理費において寄附をしていただいた方への返礼品の発送に係る経費として、537万7,000円を追加した他、増額となりました寄附金は、17目地域振興基金へ1,400万円を追加し積み立てるものでございます。これら補正の財源につきましては、そのページの補正額の財源内訳欄に記載してありますとおり、返礼品に係る経費は、一般財源としまして普通交付税を充てております。基金積立には、ふるさと納税寄附金額をそれぞれ充当しております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第4号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

報告第4号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) 続いて、日程第3、報告第5号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、説明を求めます。税務課長。

○税務課長(下井田耕一君) それでは、説明資料の2ページをご覧ください。議案書は、21ページから56ページになります。

報告第5号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及び関連する政令、省令が、平成31年3月29日に公布され、原則平成31年4月1日から施行されることとなりました。これに伴いまして、町税条例等を改正する必要が生じたため、平成31年3月31日付で専決処分を行い、同日付で公布し、原則4月1日から施行したものでございます。

主な改正内容についてであります。1点目といたしまして、軽自動車税でございますが、環境インセンティブ機能を強化する観点から、種別割、及び環境性能割に関する規程の改正を行い

ました。概要は、現在の軽自動車税に当たる種別割に関しましては税率の変更はございませんが、重課の税率を継続すること、また、環境基準達成度により、グリーン化特例の軽減適用を令和2年度、及び令和3年度の2年間、うち電気自動車等の軽減適用を令和4年度、及び令和5年度とさらに2年間の延長をしております。また、環境性能割に関しましては、環境基準達成度によりまして、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間に取得したものについて、税率を1パーセント減ずる臨時的な軽減措置を講じております。

続きまして、2点目の個人住民税についてでございますが、まずは、ふるさと納税制度の見直しに関しまして、総務大臣が、地方財政審議会の意見を聞いた上で返礼品等の基準に適合した地方公共団体を、ふるさと納税特例控除の対象として指定することにしたことに伴い、引用法令や字句の追加などを行ったものであります。

次に、住宅ローン控除の拡充に伴う措置についてでございますが、消費税率の引き上げに当たり、住宅建築の駆け込み増と反動減といった現象を平準化するため、住宅ローン控除の期間を3年間延長する法改正が行われたことに伴うものであります。

次に、個人住民税の非課税措置についてでございますが、子どもの貧困に対応するため、非課税措置の対象に単身児童扶養者を加える法改正が行われたことに伴うものであります。

なお、条例の施行日は、原則31年4月1日としまして所要の経過措置を設けております。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第5号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

報告第5号は原案のとおり承認されました。

---

◎報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) 続いて、日程第4、報告第6号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、説明を求めます。税務課長。

○税務課長(下井田耕一君) 説明資料の3ページをご覧ください。議案書は57ページから62ページまでになります。

報告第6号、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令が一部改正され、平成31年4月1日から施行されることに伴いまして、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例を一部改正する必要が生じたので、3月31日に専決処分を行い、同日公布した上で、4月1日から施行したものでございます。

改正の概要につきましては、固定資産税の免除を行うことができる適用期限を平成31年3月31日から令和3年3月31日まで2年間延長したものであります。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ、承認を求めるものでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長(馬場又彦君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
報告第6号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。  
報告第6号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第5、報告第7号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、説明を求めます。税務課長。

○税務課長（下井田耕一君） 説明資料の4ページをご覧ください。議案書は、63ページから68ページまでになります。

報告第7号、南部町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令が一部改正され、平成31年4月1日から施行されることに伴いまして、南部町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例を一部改正する必要が生じたので、3月31日に専決処分を行い、同日公布した上で、4月1日から施行したものであります。

改正の概要は、法に定めます総務大臣から得る基本計画への同意の期限、いわゆる固定資産税

の免除を行うことができる期限を、平成31年3月31日から令和3年3月31日へ、2年間延長したものであります。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第7号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

報告第7号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第6、報告第8号、平成30年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について、説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金野貢君） それでは、議案書の69ページをお開き願います。

報告第8号、平成30年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

先の3月定例会においてご議決いただきました、平成30年度南部町一般会計補正予算（第6号）で設定をしました繰越明許費について、今年度に繰り越す経費が確定しましたので、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき、繰越計算書により報告させていただくものでございます。

議案書の71ページをご覧ください。まず、2款1項統合庁舎建設事業は、実施設計の完成時期が遅延したことにより、事業費の一部5,657万4,000円を繰り越すもので、特定財源として地方債を充てております。3款1項地域密着型施設整備事業は、補助事業者による施設設計内容変更等に不測の日数を要したことにより、事業費の全額6,958万9,000円を繰り越すもので、特定財源としましては県補助金を充てております。4款2項葬祭場整備事業は、三戸地区環境整備事務組合が行う葬祭場建設事業について、追加工事に係る設計変更の不測の日数を要したことによりまして、事業費負担金の一部2,521万6,000円を繰り越すもので、特定財源として地方債を充てております。8款2項道路整備事業は、工法の検討に時間を要したことにより、用地測量業務が遅延したため、事業費の一部3,000万円を繰り越すもので、特定財源として国庫補助金及び地方債を充てております。6項住宅造成事業は、分譲地計画の見直しに不測の日数を要したため、全事業費1億3,600万円を繰り越すもので、全額一般財源を充てております。以上の事業により、翌年度繰越額の合計は、3億1,737万9,000円で、その右欄記載の特定財源及び一般財源を翌年度に繰り越しし、これに充てるものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで報告第8号を終わります。

---

#### ◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第7、報告第9号、一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてを議題とします。

本案について、説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（中里司君） 報告第9号、一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてご説明申し上げます。議案書の73ページをお開き願います。

地方自治法の規定に基づき、一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出し、経営状況について議会に報告するものです。

それでは、平成30年度の事業報告をご説明申し上げますので、別添資料のほうですが、そちらの2ページをお開きください。

まず初めに、組織及び運営状況の1番、設立・組織の改廃状況。次の2番、評議員会の開催状況。3番、理事会の開催状況は、ご覧のとおりとなっております。

次に、3ページの中段、平成30年度事業の実施状況についてですが、1番、バーデハウスの(1)公益事業の水泳、健康指導事業から、4ページの(8)保養施設利用契約団体及び利用状況まではご覧のとおりとなっております。次の(9)利用者の状況ですが、利用者数は、20万8,732名で、昨年に比較し1,653名の減となりました。次の5ページになりますが、(10)収支の状況ですが、収入1億30万1,000円、支出8,542万2,000円で、1,487万9,000円の増となっております。

次に、アヴァンセについてですが、(1)利用者の状況の内、①宿泊者数は、4,589名、③宴会・会合は、1,867名となりました。6ページをご覧ください。(4)収支の状況では、収入2,274万3,000円、支出2,249万6,000円で、24万7,000円の増となりました。

次に、屋外プールについてですが、(4)の利用者数は、1,522名。次、7ページになりますけれども、(6)の収支の状況では、収入2万円、支出192万円で、190万円の減となっております。

次に、アイスアリーナについてですが、下段、(3)利用者数は、3万7,703名。次のページをお願いします。(5)利用料収入は、1,601万5,227円となり、(7)収支の状況では、収入1,601万5,000円。支出2,958万1,000円で、1,356万6,000円の減となっております。

次に、レストランの運営状況ですが、レストラン飲食の提供は、1万3,619名。宿泊食事提供は、7,139名。宴会や子ども会、老人クラブ等への提供は、245件となっております。(2)収支の状況では、収入3,888万7,000円。支出3,465万6,000円で、423万1,000円の増となっております。

続いて、資料の9ページから12ページまでは、第27期の決算報告書となりますので後でご覧いただきたいと思います。

13ページをお開きください。こちらは、これまでご説明いたしました施設別の収支状況ですが、一番右側の合計欄、収入1億7,796万6,000円、支出1億7,407万5,000円で、389万1,000円の増となっております。次の15ページから19ページまでは、施設別の入館者、利用者、宿泊者の状況と

なります。

以上で、南部町健康増進公社の経営状況について説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで報告第9号を終わります。

---

#### ◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第8、議案第57号、南部町特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは、説明資料の5ページをお開きください。

議案第57号、南部町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改  
正する条例の制定についてをご説明いたします。

初めに、趣旨でございますが、健康福祉推進協議会の名称を変更するため、所要の改正を行う  
ものでございます。

次に、内容でございますが、現在、健康福祉課では、健康福祉推進協議会を設置し、健康福祉  
のための体系的かつ総合的な計画の策定に関することや、総合的な健康福祉に関する施策の具現  
化に関すること、などについて協議しているところでございます。

しかしながら、健康福祉推進協議会で協議する内容について、他の協議会と重複する内容があ  
ることから、健康増進計画に基づく健康づくり関係、及び自殺対策に特化した内容とするため、  
協議会の名称を健康づくり推進協議会に改め、この条例において、特別職で非常勤のものである  
当該委員の名称を変更するものでございます。

新旧対照表は、下の表のとおりで、下線部のとおり、改正前の健康福祉推進協議会委員を改正  
後の健康づくり推進協議会委員に改めるものです。なお、報酬の額については、変更はないもの

であります。

6 ページをお願いします。施行日は、公布の日です。その下の参考でございますが、1 といたしまして、この表は改正前の健康福祉推進協議会と、改正後の健康づくり推進協議会の協議の内容となっております。

7 ページをお願いします。2 といたしまして、健康福祉推進協議会以外の健康福祉課所管の会議における協議の内容でございます、健康福祉推進協議会と重複する内容となっております。

以上で、議案第57号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第57号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第9、議案第58号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 説明資料の8ページをお願いします。

議案第58号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

初めに、趣旨でございますが、厚生労働省令で定めている、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものです。

次に、内容でございますが、本条例は、保育所より少人数の単位で、0歳から2歳までの子どもを対象とした保育事業、つまり、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、この事業につきましては、0歳から5歳までが対象となっております。この4つの事業に関する設備及び運営に関する基準を定めております。これらの事業は、市町村による認可事業で、地域型保育事業と言われているものです。なお、本条例で定めているこれらの事業は、これまで実施されていない状況となっております。本条例は、基準省令に基づいて制定していることから、基準省令の一部改正に伴い、次のとおり改正を行うものでございます。

(1)として、家庭的保育事業等を行う者は、当該事業対象の子どもの保育の提供が終了する、3歳以降の保育のことを考慮し、連携協力を行う保育所・幼稚園・認定こども園を確保することとされております。今回の改正では、家庭的保育事業者等が連携施設を確保することが著しく困難であると町長が認めるときは、連携施設の確保をしないことができるとした上で、家庭的保育事業者等は、連携施設に該当しない企業主導型保育事業に係る施設や、地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設を、連携協力を行う者として、確保しなければならないということ新たに規定するものでございます。

(2)として、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、町長が適当と認める者については、連携施設の確保を不要とすることを新たに規定するものでございます。

(3)といたしまして、食事の提供について、自園調理による給食のために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関するこの規定の適用を猶予する経過措置の期間を、10年としているところでございます。これまでは、この経過措置の適用を、居宅で保育を提供している事業者等に限定しておるところでしたが、今回の改正では、居宅以外も適用することとし、経過措置の適用については、事業の実施場所が限定されないこととするものでございます。

(4)として、家庭的保育事業者等が、連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を、5年から10年に延長するものです。

(5)として、文言の訂正や整理など、その他所要の改正をするものでございます。

新旧対照表は、9ページから12ページにかけての表のとおりです。

施行日は、公布の日でございます。

以上で、議案第58号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第58号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第10、議案第59号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 説明資料の13ページをお願いします。

議案第59号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

始めに、趣旨でございますが、厚生労働省令で定めている、放課後児童健全育成事業の設備及

び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものです。

内容でございますが、本条例は放課後児童健全育成事業、学童保育事業のことでございます。この設備、及び運営に関する基準を定めており、基準省令に基づいて制定していることから、基準省令の一部改正に伴って所要の改正を行うものでございます。

具体的には、放課後児童支援員の資格に関連する研修につきまして、これまでの、都道府県知事が行う研修を修了した者、のほか、指定都市の長が行う研修を修了した者を、新たに加えるものでございます。

新旧対照表は、下の表のとおりで、このほか、年号が令和となったことから、附則で経過措置に規定している第2項中の年号名を、平成から令和に改正するものでございます。

施行日は、公布の日です。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第59号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第11、議案第60号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 説明資料の14ページをお願いします。

議案第60号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

趣旨でございますが、介護保険法施行令等の改正によりまして、低所得者の保険料の軽減強化として、第1段階の軽減割合を増加するとともに、第1段階のみであった軽減対象者を第1段階から第3段階までの対象者に拡大するため、所要の改正を行うものです。

次に、内容でございますが、平成26年度の介護保険制度改正によりまして、消費税増税の財源を基に、低所得者を対象とした介護保険料の軽減強化を行う仕組みが創設され、平成27年4月から第1段階のみでございますが、一部実施されているところです。令和元年10月の消費税率10%への引上げに合わせ、更なる軽減強化のため、保険料の軽減の対象を第3段階まで拡大するものです。なお、低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みは、令和2年度に完全実施されることとなっております。

下の表の金額ですが、第1段階から第3段階まで、それぞれの改正前及び改正後の介護保険料の年額です。完全実施される令和2年度については、予定されている年額です。また、括弧内は、基準額を1とした場合の基準額と比較した時のそれぞれの率でございます。

具体的には、16ページの表をお願いします。介護保険料の段階は、区分欄にあるとおり、第1段階から第9段階までの9段階あります。中ほどの太字で示している第5段階が基準額となっております。このうち、介護保険料の軽減につきまして、改正前では、第1段階だけが実施されているところですが、改正後は、軽減の対象者を第1段階から第3段階まで拡大するとともに、第1段階の軽減する額を増額するものでございます。

15ページにお戻りください。新旧対照表は、上の表のとおりです。

施行日は、公布の日で、令和元年度分の保険料から適用します。ただし、平成30年度以前の年度分の保険料については、従前の例によります。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第60号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) 続いて、日程第12、議案第61号、字の区域の変更についてを議題とします。

本案について、説明を求めます。建設課長。

○建設課長(松橋悟君) 説明資料の17ページをお開き願います。

議案第61号、字の区域の変更についてを説明いたします。

趣旨ですが、旧剣吉中学校跡地に、現在工事中のチェリータウン桜場宅地造成事業により、大字剣吉字堰合の一部を字桜場に編入し、字区域を変更するもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

内容ですが、平成30年度より実施している宅地造成事業により宅地区割りを行ってありますが、大字剣吉字堰合9番1の一筆が造成地に含まれていることから、チェリータウン桜場分譲地全体を大字剣吉字桜場に統一するため、当該地を字桜場に編入し、字区域を変更するものです。

17ページ下段に表示してあります図の赤枠内が宅地造成をしている区域ですが、大字剣吉字堰合である青枠部分を桜場に編入するものです。

次ページ、18ページをお開き願います。こちらは、字区域全体の説明図になります。図面中央の黒枠が宅地造成区域です。黒枠内の水色部分が編入する区域で、編入後は、赤枠内の区域が大字剣吉字桜場となるものです。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第61号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第13、議案第62号、指定管理者の指定について、上斗賀公民館他1施設を議題とします。

本案について、説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 説明資料の19ページをお開き願います。

議案第62号、指定管理者の指定について、上斗賀公民館他1施設についてご説明いたします。

平成30年度に建設した、上斗賀公民館と平公民館につきまして、上斗賀公民館を上斗賀町内会

に、また、平公民館を平公民館運営委員会に指定管理するもので、指定期間は、どちらも、令和元年7月1日から令和3年3月31日までとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第62号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第14、議案第63号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金野貢君） それでは、補正予算の説明の前に、会計年度の表記につきまして、簡単に説明をさせていただきます。本定例会の議案書とは別に配布させていただきました、元号表示についての資料に記載のとおり、さきの3月定例会においてご議決をいただいた平成31年度予算につきましては、元号を改める政令が公布されたことに伴い、改元日、要するに5月1日以

後は、令和元年度予算と表記することになりましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の105ページをお開き願います。議案第63号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。第1条、歳入歳出予算の総額に8,101万2,000円を追加し、予算総額を111億4,101万2,000円とするものでございます。

114ページをお開き願います。歳出から説明をいたします。2款1項6目企画費は、野場地区において、環境整備のため資機材を整備する事業が、コミュニティ助成事業の採択になったことから、19節補助金に100万円を追加するものでございます。3款1項8目プレミアム付商品券事業は、低所得世帯及び子育て世帯に対し、消費税率引き上げによる影響を緩和するため、国の補助事業として実施するもので、6,049万8,000円を新たに計上するものでございます。116ページをご覧ください。3款2項児童福祉費は、今年10月から実施される幼児教育無償化のため、システム改修費として、1目児童福祉総務費に519万8,000円を追加するほか、障がい児保育の該当者が増加したことに伴いまして、2目保育所費へ、委託料366万1,000円を追加するものでございます。4款1項3目予防費は、新たに成人男性を対象とした、風しん抗体検査及び予防接種を行うための経費、並びに、総合健康管理システムの改修経費として、584万2,000円を追加するものです。118ページをご覧ください。10款5項3目社会教育施設費は、さきの3月定例会におきまして中館文雄議員からご提言をいただきました、町民ホールの利便性向上のため、町民ホールと図書室が外履きのまま入場可能となるよう、カーペットクリーニング及び玄関マット等の経費としまして60万2,000円を計上するものです。

続きまして、歳入を説明いたしますので、112ページをお開き願います。1款2項1目固定資産税は、本補正予算の一般財源に充てるため、今年度の当初賦課額を参考に844万3,000円を追加するものでございます。13款2項国庫補助金は、プレミアム商品券に要する費用の全額6,049万7,000円、及び風しん抗体検査等に要する費用の2分の1、247万9,000円を計上しております。14款2項県補助金は、青森県未来を変える元気事業補助金が採択になったことから、659万3,000円を計上し、歳出予算の2款1項6目企画費、4款1項4目母子保健費、6款1項9目達人モデル事業費、及び7款1項1目商工業振興費にそれぞれ充当をしております。19款5項3目雑入は、コミュニティ助成事業100万円、及び町村の魅力発信事業200万円が採択になったことから、併せまして300万円を計上し、歳出予算の2款1項6目企画費、及び7款1項2目観光費にそれぞれ充当をしております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。6番西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） ページ数は、116ページ。6款1項9目の達者村モデル事業の補正額69万の内訳、13節委託料38万8,000円。ここに、達者村巨木・巨樹・銘木調査、マップ制作業務ってあるんですけど、この内容をお知らせ願いたい。

○議長（馬場又彦君） 交流推進課長。

○交流推進課長（松原浩紀君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

町内の巨木・巨樹・銘木を観光資源として活用するため、すでに登録済みのものと、これから町民から情報を提供していただいて、それらを調査し、案内マップを作成する業務になります。以上でございます。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第63号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第15、議案第64号、令和元年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（中里司君） それでは、議案書の121ページをお開きください。

議案第64号、令和元年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）ですが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ36万2,000円を追加し、総額をそれぞれ8,924万9,000円とするものです。

まず、歳出からご説明いたしますので130、131ページをお開きください。1款1項1目管理運営費の18節備品購入費ですが、36万2,000円を追加するもので、10月に予定されております消費税増税に対応した軽減税率対応レジスターを導入するため増額するものです。

続いて、歳入を説明いたしますので128、129ページにお戻りください。3款1項1目一般会計繰入金ですが、歳出でご説明いたしました補正額を一般会計から繰り入れるものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。7番山田賢司君。

○7番（山田賢司君） 今、レジスターの購入ということで、消費税対応ということで、今、予算があがっているわけですが、キャッシュレス化には対応してるんですか、してないんですか。

○議長（馬場又彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（中里司君） キャッシュレス化には、まだ、現在のところ対応してない状況です。

○議長（馬場又彦君） 山田賢司君。

○7番（山田賢司君） 将来的に、将来的にってばおかしいけども、近々に、そういう対応方法

を考えているんですか。これは、バーデにも言えることだと思うんですけども。そのような方向性を考えているのかどうか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（馬場又彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（中里司君） 現在、Payの導入ということで進めてはおります。で、まだ、操作方法を、職員の方が把握していない状況なので、近いうちに、それに対応できるような体制をとっていきたいと思っています。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第64号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第16、議案第65号、令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは、議案書の133ページをお開きください。

議案第65号、令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,988万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ22億5,996万9,000円とするものでございます。

まず、歳出から説明いたします。142、143ページをお開きください。上段の、1款1項1目一般管理費でございますが、203万6,000円を増額し、総額を2,696万4,000円とするものです。これは、13節委託料ですが、国民健康保険システム改修の業務委託料を増額するもので、内容としましては、旧被扶養者の国民健康保険税減免に対応するための、システム改修を行うものでございます。中段の2款1項5目審査支払手数料でございますが、190万1,000円を増額し、総額を776万9,000円とするものです。これは、12節役務費ですが、県の国保連に対しましてレセプトの審査支払手数料を支払っておるところですが、本年度から、この単価が引き上げられたことによるものです。下段からの3款国民健康保険事業費納付金でございますが、3款は、県への納付金です。まず、3款1項医療費給付金ですが、1目と2目を合わせまして、1,336万9,000円を増額としております。次に、144、145ページをお開きください。上段の3款2項後期高齢者支援金等分ですが、1目については減額、2目については増額としており、合わせまして118万5,000円の減額としております。下段の3款3項介護納付金ですが、376万5,000円を増額としております。これら、3款の各項、各目の増額、及び減額は、県への納付額の決定に伴うものです。

続きまして、歳入をご説明いたします。140、141ページにお戻りください。上段の5款1項県補助金の1目、保険給付費等交付金でございますが、393万7,000円を増額し、総額を15億6,428万8,000円とするものです。これは、1節の保険給付費等交付金（普通）ですが、歳出で説明いたしました。審査支払手数料の単価増額に伴い、190万1,000円を増額するものです。2節の保険給付費等交付金（特別）ですが、これも歳出で説明いたしました。システム改修分の203万6,000円を増額するものです。合わせまして393万7,000円を増額するものです。下段の7款2項1目財政調整基金繰入金でございますが、1,594万9,000円を増額するもので、財源の不足額を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

以上で、議案第65号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
議案第65号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。  
議案第65号は原案のとおり可決されました。  
ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前10時55分）

-----  
○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）  
-----

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第17、議案第66号、令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは、議案書の147ページをお開きください。

議案第66号、令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ277万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ27億2,048万8,000円とするものです。

まず、歳出から説明いたします。156、157ページをお開きください。1款1項1目一般管理費でございますが、277万9,000円を増額し、総額を3,105万3,000円とするものです。これは、13節

委託料ですが、介護保険システム改修の業務委託料を増額するもので、内容としましては、介護報酬の改定等に伴うシステムの改修を含む、3種類のシステムの改修を行うものでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。154、155ページにお戻りください。7款1項1目一般会計繰入金でございますが、277万9,000円を増額するもので、歳出で説明しましたシステム改修の業務委託料の財源として、一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で、議案第66号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。14番工藤幸子君。

○14番（工藤幸子君） 今のお話の中に、だんだん、お金の金額が、ゆるやかになってきたなど、そういうふうな感じに、今の状態を、様々なものに比較してみて、やらなければならないという世の中の状態の中で、最初は、私共も、様々なものを抱えて、いろいろなお年寄りの皆さんの状態が、よくいくようにという、一般的にも、考えていましたし、施設としても、一生懸命頑張っている、ホームの施設、あるいは、いろいろな提携をしたりして、やっていると思います。でも、国のもの、そして、こういうふうな、町のこういう状態の部分の方々、ホームばかりじゃなく、たいへん皆さんが、全国からお金をいただいて、非常にいいなという、そういう声もありますけれども、今の施設に関しても、おそらく含んではいると思いますが、全般的に、この頃の状態を見ますと、施設そのものが、運営していくことに涙が出るような、そういう世界に入ってきています。で、同じ、どこの場所にでも、困るのは困る……。

○議長（馬場又彦君） 工藤幸子君、簡潔明瞭に。

○14番（工藤幸子君） ちょっと待ってください。で、そういうことを考えると、やっぱり、今の世間の状態、こういうふうな状態であれば、プラスになっていいなとも思いますけど、その反対で、非常に苦しんでいる業者さんとか、仕事をしている方々が、目から涙が出るくらいに、たいへん、困っているかともありますし、そういう方向に出てきた時に、即、もう、金額的なものも、せっかく皆さんが喜んで、状況を喜んでくれるわけですが、その反面、仕事をしている方々が、目から涙が出るくらい頑張っている、という、そういう状態ですので、今の、説明で、これこれこれが、お金が入る、というようなことを、お話ししてくださったので、もう少し、納

得のいく状況を教えていただければ、助かるなということを感じています。ただ、課長さんが、先ほど、お話ししたことの反対の状況で言っていると思いますが、やっぱり、お金というものは、大切なもので……。

○議長（馬場又彦君） 工藤幸子君。

○14番（工藤幸子君） マイナスで、即、もうやめだど、仕事はやめだ、そういう風なことが、見えておりますので、少し、施設とか、そういうふうなものを、頑張って働いている、人間たちのことも考えてくれればいいのではないかな、そのように思ってますので、今の話の中の状態を少し、お話ししていただければ、納得がいくかなと思いますが……。

（「幸子さんが勘違いしている。改修だから、施設改修だと思っている」の声あり）

どっちにしても、言葉が、思うようにとれませんけど、やはり、そういうふうな一生懸命頑張っているお年寄りや障がい者の皆さんから、そういうことが、声が聞こえますので、そここのところは、やはり……。

（「保険料を納めている人たちが、高齢者の方々が必死で納めているんだから、使い方をちゃんとしてください。ということを行っていると思うんだ。」の声あり）

なんか、袋の中の言葉のように見えると思いますけれど、ぜひ、頭の中、腹の中、手の中で、課長さん、町長さんも課長さんも、皆さんも……。

○議長（馬場又彦君） 要望ですか。

○14番（工藤幸子君） よろしく、解決できるようになればいいかと、今まで黙っておりました。はい。ですけれども、そういう状態ですので、そういう状態だっていることを皆さんにもお知らせして、おきたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 先ほど、幸子議員さんの福祉に関する思いという部分というのは、ご理解していきたく思っております。ただ今回、補正予算に対しての、今、審議でございまして、今の補正予算については、システム改修の部分が予算だということでございますので、ちょっと、

今の議案から外れている部分もあると思っております。思いはですね、今、議員さんのことで伝わっておりますし、そこは理解したいと。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第66号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎常任委員会報告

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第18、常任委員会報告を議題とします。

本件は、お手元に配布しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

常任委員会報告を終わります。

---

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第19、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

本件は、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議員派遣の件

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件については、お手元に配布のとおり、派遣することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。議員派遣の件は、お手元に配布のとおり、派遣することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（馬場又彦君） お諮りします。本日、町長から、報告第10号、専決処分した事項の報告について、損害賠償の額を定め和解することについて、議案第67号、財産の取得について（福地・南部地区中学校コンピューター機器）の報告1件、議案1件が、追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。報告第10号及び議案第67号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで、会議資料配布のため、暫時休憩します。

(午前11時23分)

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程は、お手元に配布のとおりであります。

(午前11時24分)

#### ◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 追加日程第1、町長追加提出議案提案理由の説明を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

○町長（工藤祐直君） それでは、本日追加提案いたしました報告1件、議案1件につきまして、ご説明申し上げます。

まず始めに、報告第10号、専決処分した事項の報告について、損害賠償の額を定め和解することについて、であります。令和元年5月6日、南部町大字小向字馬場地内、町道古町・三戸線を走行中の車両のタイヤが、路面の欠損により、破損した事故に関し、相手方と和解を成立させ、損害賠償の額を決定することについて専決処分したものであり、地方自治法の規定に基づき、これを報告するものであります。

次に、議案第67号、財産の取得について、であります。購入から10年が経過し、老朽化した、福地地区及び南部地区の中学校、3校で使用する、ノート及びタブレットパソコンほか、コンピューター関連機器を更新するための購入契約について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、慎重審議のうえ、何卒、ご議決を賜りますよう、

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

-----

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（馬場又彦君） 追加日程第2、報告第10号、専決処分した事項の報告について、損害賠償の額を定め和解することについてを議題とします。

本案について、説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 追加提案説明資料の1ページをお開き願います。

報告第10号、専決処分した事項の報告について、損害賠償の額を定め和解することについて、ご説明いたします。

発生日時でございますが、令和元年5月6日、午後9時30分頃。場所は、南部町大字小向字馬場157番地32地先、町道古町・三戸線。相手方は、新郷村在住の男性でございます。過失の割合につきましては、相手方の損害の内の50%を負担するもので、損害賠償額は、2万3,544円。示談した日は、令和元年5月28日でございます。事故の内容でございますが、相手方車両が町道を走行中、道路の穴に運転席側前輪が落下し、タイヤが破損したものでございます。

なお、損害賠償につきましては、全国町村会総合賠償保障保険で対応してございます。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。10番工藤正孝君。

○10番（工藤正孝君） 説明資料の2ページの過失割合の件です。町が50、相手方50で、過去にですね、何件かこういった事例が起きておりましたが、ちょっと記憶がなくて、たいへん恐縮ですけれども、過失割合は全てこういった50、50で終わってますでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 過失割合につきましては、基本的には、その事例事例によって異なるものでございます。このような、例えば、道路の欠損による事故でございますが、これまでも発生してございます。それは、その方が、その道をどれほど通常通行しているか、そして、天候等を加味して損害の割合が決定されるものでございまして、全て50、50に固定ということではなく、あくまで、その現状現状によります。従いまして、こちら、先ほど申し上げました全国町村会総合賠償補償保険と連絡をとって、ご本人とお話しをしまして決定されるものでございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 工藤正孝君。

○10番（工藤正孝君） 以前にですね、農道走行中の車両が、こういった穴に落ちて、タイヤが、もうおそらくパンクしたと、あれは、アルミホイールまでいったったのかな。かなりの割合だったと思います。確か。記憶ですと。なんで、今回は50、50なので、前回も、前も説明があったように、40キロのところを50キロで走行しているから、という、スピード超のための過失割合。だから、あなたもちょっとスピードだしてるから、ちょっとあれですよ、というようなものなのか、今回のこの50、50については、どのような状況だったのでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 一概にこの理由ということでは申し上げられませんが、総合的な割合でございますが、今回の場合でありますと、夜間、そして、雨天でございました。いわゆる夜間で雨天ですと見えにくい、という、見えにくい時は、運転する方もそれ相応の注意を払うべきだ、という考え方が保険の考え方でございます。そのようなものが、考慮されたものだというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑はありませんか。9番中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） これ、この程度の、私も、4月の時点で建設課のほうには、私が把握するところで、こことここにありますよと。まだ直っておりません。これぐらいの穴がですね。もう前から、その時は、4月末に入札があつて業者と契約しますからやります、という答弁だったんですが、一般質問でも町長が答弁して、建設課長も答弁してましたけども、パトロールはしますと。ただ、この穴というのはね、パトロールで1週間かなんぼでこういう状態になるわけじゃないんですよ。こういう穴は。これがもう、だいぶ前から、こういう損傷された状態のまま放置されてたから、こういう状態ですよ。だから、このへん、これからも、あることだと思いますけども、私もいろんな走ってて、町内どこでも走ってます、そこから電話します。ここに穴空いてますよ、とやってますけども、それで、直して貰ったこともありますけども、今年度は特に、春先の維持補修については、遅いと感じてました。私はもう4月の時点で各地区回って、こことこことここ、こうは、穴空いてますよ、すぐ補修しなきゃなりませんよって話してるんですよ。担当者のほうには。ですから、担当者は、入札が終わって、次の段階ありますって言うてはいるんですけども、パトロールの本当の趣旨ってのをわかってないで、おそろく、担当者がやっているような気がしてなりません。ですから、ここで、50、50で済んだからいいものの、これは、もっと人身事故になれば、相当な賠償金が発生するような事例だと思いますんで、そのへんはひとつ、あったことについての、この専決処分には、とやかく言いませんけど、こういう状態が、各地区にあるってことですよね。ですから、もうちょっと、このへんは、二度と同じようなことが起こらないように、ひとつ、担当者、また、きのう、郵便局とも契約してらるって話ありました。職員は、避けて通ってます。そこ、通らないように。自分が、怪我したくないからですね。では、そういう報告、おそろく入ってないだろうと思うんですよ。ですから、そのへんは、もう少しですね、相手方と契約して、情報提供お願いしていると思いますけれども、もう一度、改めてですね、初心にかえて、この問題、もう二度とこういうことが町内で起こらないような対策を十分に考えて貰いたいと思いますけども、その辺について、ひとつ、ご質問します。どういう考えで進めていくか、お願いします。

○議長（馬場又彦君） 建設課長。

○建設課長（松橋悟君） きのう、一般質問に対してご答弁申し上げましたが、道路管理者としては、常に善良な通行ができるような管理は当然すべきでありまして、今回のような道路の欠損

により、通行者に対して、このような事案が発生したことに対して、まず、反省しているところでございます。これからの道路パトロールのあり方についても、次、パトロールカーのほうにも、穴が空いた部分を、即、埋めれるような、合材がありますけども、それも、常に、公用車のほうには積んでまいりまして、とにかく早急な対応をして、二度とこのようことがないように進めてまいりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第10号を終わります。

---

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 追加日程第3、議案第67号、財産の取得について（福地・南部地区中学校コンピューター機器）を議題とします。

本案について、説明を求めます。学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） 追加提案の説明資料の2ページ目をお開き願います。

議案第67号、財産の取得についてご説明いたします。

取得する財産は、福地・南部地区中学校コンピューター機器でございます。納入先は、町内の福地中学校、杉沢中学校、南部中学校の3校でございます。取得する財産の概要でございますが、PCサーバ3台、職員室用パソコン65台、パソコン教室用タブレット92台、ネットワークハードディスク3台、モノクロレーザープリンター2台、カラーレーザープリンター2台、無線LAN機器6個でございます。売買代金は、3,245万円。契約の相手方は、株式会社サン・コンピュータ、代表取締役、三浦克之。

以上につきまして、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくをお願いします。

以上で、説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。11番夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） コンピューターの更新に関して、10年が経過したって説明がございましたけども、この学校などにあるコンピューターの、パソコンの、更新っていうのは、だいたい10年で計画をしているっていうことですか。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） 今回は、10年の経過で故障も多くなりましたし、それから、新しいソフトが使えない、というふうな状況もございまして、この代替えに、となりました。計画的には、3つのパターンというか、ございまして、名川地区のコンピューター、それから、南部小学校のコンピューター、それから、今回が南部地区・福地地区の中学校のコンピューターということで、その時期のタイミングを見てですね、交換をしていると、更新をしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） 全ての中学校のパソコン、コンピューターを一気に替えるとなると、結局こういう大きい額になると思うんですよ。なので、今後どのような使い方をしていくのかわかりませんが、計画的にですね、何台かに分けてとかってやってかないと、ちょっと、金額がどーんと跳ね上がる。それがひとつとですね。あと、古いコンピューターはどう処分するのか、たぶん、今、ソフトの、使えなくなるって言ってら分は、XPかなんかで保証がなくなるっていうことだと思うんですけども、機器自体はまだ使えるものっていうのは、あるはずなんです。それは、どういうふうに、今後利用していくのか、また、中古として売却するのか、そこの部分をちょっとお知らせください。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） この機器についてでございますけども、まず、ディスプレイでございますが、これは再利用可能と思ってございまして、まだ残しておこうと思っております。というのが、これから小学校のほうの、このパソコンを使つての、プログラムを作るっていうのがございまして、その際にですね、そのディスプレイとしての機能が残っておりますので、そこはそのまま使いたいと思つておられるところでございます。そのほかのハードディスク等に関しては、これはもう使えない状況でございますので、こちらは処分という形で、しようと思つてございます。以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） 使えないっていうのは、ちょっとあれだと思つてはすけども、1台でも2台でも使えるのであれば、広報誌とかなんとかで、欲しい人、町内でも修理して使いたいとか、そういうコンピューターに詳しい人たちいると思つて、処分するとなれば処分費もかかると思つて、逆に。そうなるのであれば、欲しい人に無償で譲渡するとか、そういう方法もあるんじゃないかなと。まったく使えないものだけではないと思つて、使えるのは当然使つていただいて、他の学校でも使つていただいていいと思つてはすけども。そういった、古いものに関しての利用方法をもう少しちょっと、検討していただきたいと思つてます。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） ご提案ありがとうございます。更新されたパソコンについて、検討進めてまいりたいと思つてますので。以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第67号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で、本定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がございますのでこれを許します。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） 第86回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、5月31日から本日までの日程で開会され、議員各位には、何かとご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

追加提案いたしました案件も含め、全ての案件につきまして、慎重審議をいただき、ご承認、ご議決賜りましたことに対しまして、心から御礼申し上げます。

さて、先週、5月30日には大向地区で、また、6月1日には高瀬地区で、さらに、2日には沖田面地区でと、連続して火災が発生いたしました。今年1月からの発生件数は、既に9件と、昨年の同時期の4件と比較し、倍増以上という異常な事態となっております。中には、やけどなどの人的被害が発生したものもあり、火災予防の重要性を改めて認識しているところでもあります。消防団員の皆様には、本年度から夜間巡回の強化など、これまで以上に火災予防活動に取り組んでいただいております。心から感謝申し上げる次第ではありますが、町といたしましても、常備消防等の関係機関と連携を図りながら、町民の皆様に、さらに、火災予防・防火意識を高めていただけるよう、取り組んでまいりたいと考えているところであります。

明日発行の、広報なんぶちょう6月号や、町のホームページでもお知らせいたしますが、町民の皆様の健康に関する意識を高め、主体的な健康づくりを推進することにより、健康で生き生きとお過ごしいただくことを目的に、「全力なんぶちょう健康マイレージ事業」を実施いたします。この事業は、各種健診の受診や健康相談などに参加した場合に、ポイントが貯まり、30ポイントでお買い物券と交換できる制度であります。誰もが心身ともに健康で、生き生きと達者に暮らせるということは、全ての町民の皆様の願いであるとともに、健康寿命の延伸を目指す取り組みは、まさに、人口減少対策の一環でもありと考えているところでもあります。また、このような取り組みを積み重ねていくことこそが、平成27年10月に宣言いたしました「笑顔あふれる健康のまち南部町」の実現につながっていくものと考えておりますので、町民の皆様の積極的なご参加をお願いするものであります。

さて、今週末には、第71回三戸郡総合体育大会が、五戸町を主会場に開催されます。昨年、2年連続で総合優勝を果たした南部町選手団は、16種目・20競技、全競技に290名の選手が出場します。選手団の皆様には、追われる立場としての重圧をはねのけ、令和最初の大会での総合3連覇を目指して、日頃の練習の成果をいかに発揮していただくとともに、南部町の力強さを町内外に示していただくことを期待するものであります。

また、翌週の6月15日には、三戸郡中学校体育大会夏季大会が、開催されます。昨年は、4校すべての中学校から、陸上競技や剣道競技・女子などにおいて、東北大会出場の快挙を成し遂げており、今年も大いに期待するところであります。特に3年生にとりましては、最後の大会でありますので、力を出し切ることができるよう、一日一日を大切に練習に励んでいただくことを願うものであります。

さて、今年も、南部町特産の果物や観光農園をPRするため、8名のフルーツ娘を委嘱いたしました。まずは、6月22日から始まる「さくらんぼ狩り」を皮切りに、「桃」や「梨」、「ブドウ」、「リンゴ」に加え、デビューいたします「ジュノハート」など、四季を通じて果物が楽しめる、果樹の町・南部町を、全国に広めていただくことを期待するものであります。そのさくらんぼでありますが一昨日、3日に実施しました作柄調査によりますと、主力品種である「佐藤錦」は、全体的に平年並みの作柄であるとのことであり、さくらんぼ狩りの期間中は、大勢のお客様に初夏の味覚をお楽しみいただけるものと思っているところであります。

開会の挨拶でも申し上げましたが、イベントに限らず、職員一人ひとりが広報マンとして、当町の元気を発信してまいりますので、議員各位におかれましても、様々な手段を通じた当町の魅力発信にご尽力を賜りますことをお願い申し上げる次第であります。

結びになりますが、5月後半からの汗ばむほどの好天が6月に入りましてからも続いておりますが、これから梅雨を迎え、蒸し暑くなってまいりますので、議員各位におかれましては、健康には十分にご留意いただきますとともに、町政の運営に対しましては、これまで以上のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、本定例会の御礼のごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（馬場又彦君）　ここで、閉会に当たり私からも、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、5月31日から本日までの6日間でありましたが、議員各位には、議会運営にご協力をいただきまして、ここに閉会の運びとなりました。議長として厚くお礼を申し上げます。

また、町長はじめ、理事者各位のご協力に対しまして、深く感謝申し上げます。議員各位から表明された提言、意見等を踏まえながら、事業展開に邁進されますよう、町長はじめ理事者各位にお願い申し上げます。

皆様におかれましては、健康に十分注意され、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げます、簡単ではございますが、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

これをもちまして第86回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時48分）



地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長            馬 場 又 彦

署 名 議 員            松 本 啓 吾

署 名 議 員            久 保 利 樹